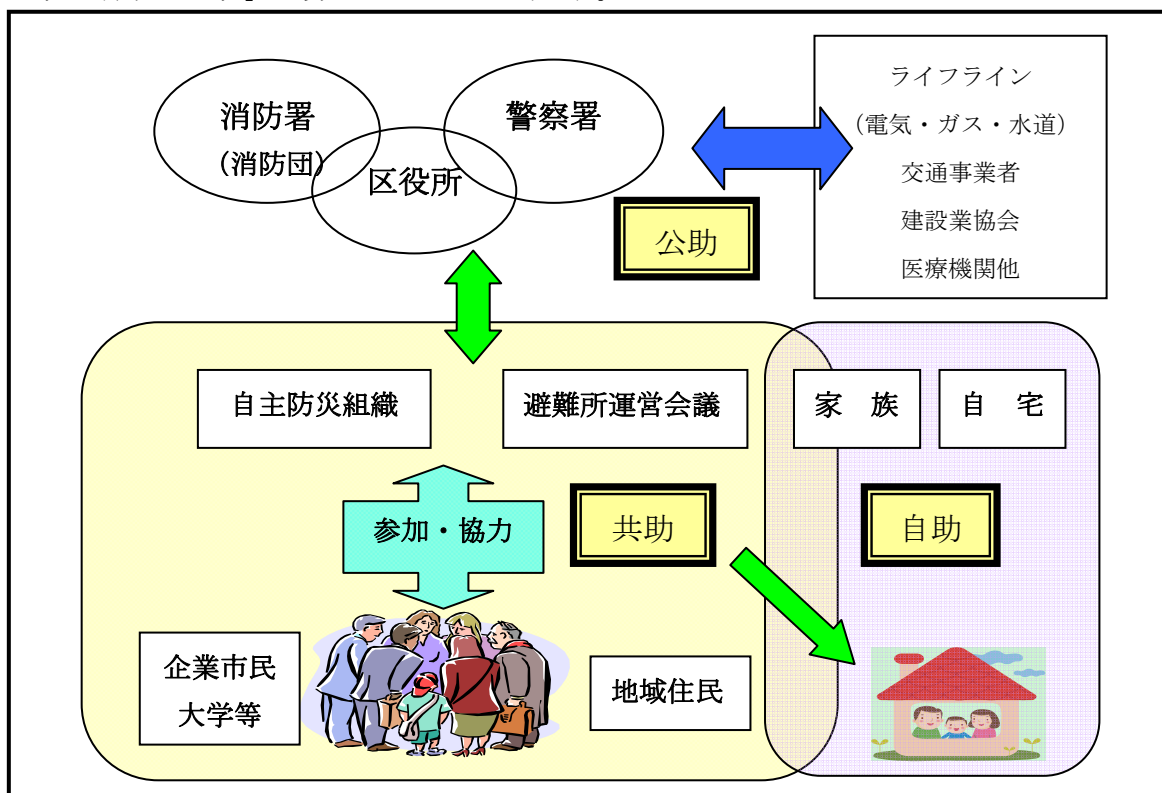


麻生区地域防災計画

第1章 総 則

風水害及び地震等が発生した場合、行政機関が区民の生命、身体及び財産を保護する活動を行うこと（公助）は、重要な役割の一つです。しかし、いざ大災害が発生した際、行政機関が本格的な救助を開始するには三日間程度の日数がかかるため、自分の命、自分の地域は自らで守ることが必要となります。地域の防災力を高めるために、日頃から区民一人ひとりが自らの身を守る「自助」という自覚を持ち、平常時から自発的な防災活動に参加するなど、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、地域で互いを助け合う「共助」に努めることが重要です。



1 基本方針

(1) 計画の目的

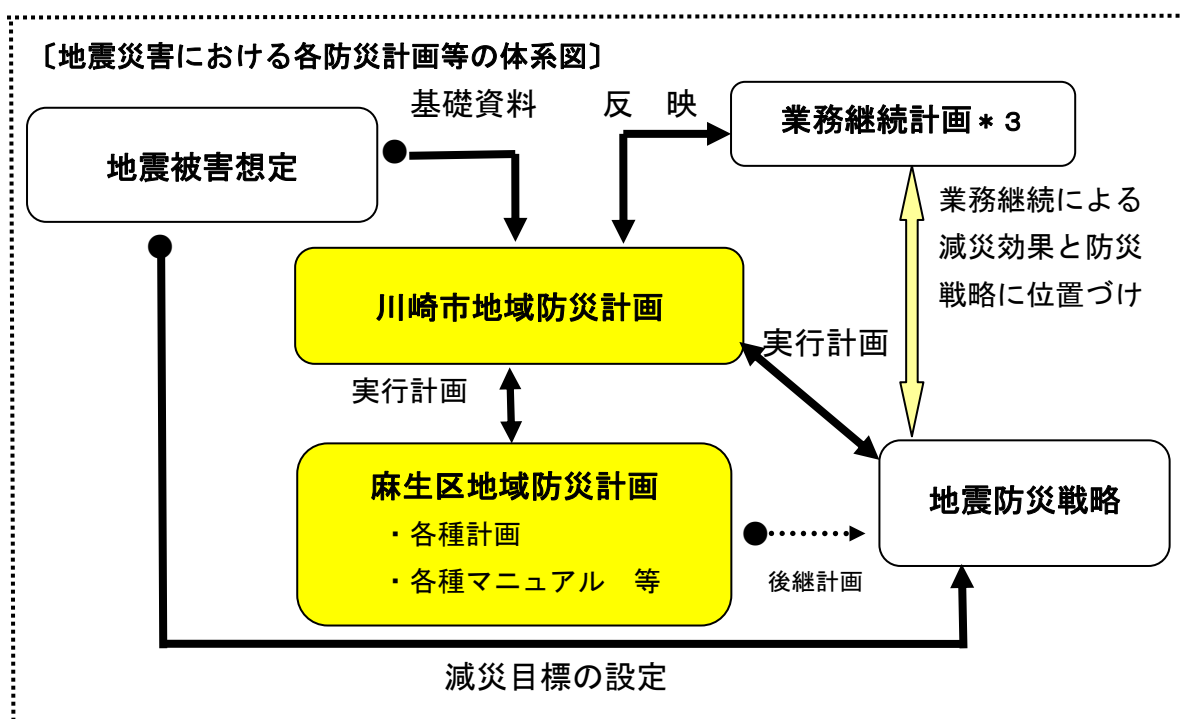
麻生区地域防災計画（以下「区計画」という。）は、災害予防、災害応急対策を総合的・計画的に示すことにより、区をはじめとした各行政機関の「公助」による対策強化と、区民、地域の「自助」「共助」の意識向上による地域防災力強化に繋げ、総合的な防災環境の整備を図ることを目的として、基本的な活動指針、役割を掲げています。なお、この区計画は震災及び風水害対策を中心に作成していますが、他の災害においてもこれを準用するとともに、記載のない事項については、川崎市地域防災計画（以下「市計画」という。）に準拠します。

(2) 川崎市地域防災計画との関係

区計画は、市計画及び関係法令等との整合性・関連性を有するものとします。

なお、市計画を所管する部署は、総務局危機管理室となっています。

- * 市計画は、災害対策基本法に基づき、市、県、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の連携により市域における災害に係る予防、初動対策、応急対策及び復旧・復興を総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、市域並びに市民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的として作成する計画で、「震災対策編」（平成 25 年度修正）及び「風水害対策編」（平成 20 年度修正）、「都市災害対策編」（平成 21 年度修正）、「資料編」（平成 25 年度修正）により構成されています。



(市 HP⇒「川崎市防災情報ポータルサイト」 ⇒「川崎市の防災資料室」 ⇒「川崎市の公開資料」 ⇒「地域防災計画」)

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-24-3-9-0-0-0-0-0.html>

(3) 区、区民及び事業者の基本的責務

ア 区の基本的責務

区は、市、県、警察、自衛隊、各種防災関係機関等と連携し、有する全機能を発揮して区域における震災の予防、初動対策、応急対策等を総合的、計画的かつ有効的に実施することにより、区民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減及び社会秩序の維持を図ります。

イ 区民の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、区民は地震や風水害に関する防災知識の習得や自らの災害教訓の伝承に努め、相互に協力するとともに、市や区が実施する防災に関する事業に積極的に協力し、防災体制の強化に寄与することが求められます。

平常時から建物等の安全対策や家具等の転倒・落下防止措置に配慮するとともに、家庭において3日分以上（安心のため7日分以上）の食料・飲料水や非常用品等の備蓄に努める必要があります。

また、区や地域等が行う防災訓練に積極的に参加し、地震等の災害が発生した場合には、出火防止や初期消火その他必要な応急措置をとれるよう努めることが必要です。

ウ 事業者の基本的責務

事業者は、災害の防止について常に配慮するとともに、市や区、また地域が実施する防災に関する事業に積極的に協力し、その社会的責任に基づき、自らの責任と負担において防災に必要な体制の確立に努めてください。特に幼児・児童等のための施設では、事業者の責任において、保護者が引き取りに来るまでの間の保護及び備蓄の推進を行う必要があります。

そのため、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止、屋外広告物の落下防止に積極的に取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、地震等の災害が発生した場合に応急措置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資機材や非常用食糧・飲料を備蓄し、積極的に防災訓練を実施する必要があります。

また、災害時の駅周辺における滞留や混乱を防止するため、「むやみに移動を開始しない」を基本に、従業員等が一斉に帰宅することを抑制し事業所内に留まることや、必要な備蓄に努めるとともに、地域住民と協力し周辺地域における防災活動を行うことが求められます。

(4) 男女共同参画の視点への配慮

過去の災害発生時の経験から、被災時に増大した家事、育児、介護等の家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっています。

こうした被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、区では、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女ニーズの違いなど男女双方の視点への配慮をおこなうとともに、地域防災活動における女性の参画推進など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。

(5) 東日本大震災を踏まえた市の震災対策の見直しについて

市では、東日本大震災の発生を受けて、平成23年6月に学識経験者からなる川崎市防災対策検討委員会の中に「東日本大震災対策検討部会」を設け、地域防災計

画(震災対策編)、地震被害想定調査(*1)、地震防災戦略(*2)及び備蓄計画等の見直しをはじめ、課題となった「津波対策」、「液状化対策」、「帰宅困難者対策」、「長周期地震動対策」及び「石油コンビナート対策」等の対策に取り組んでいます。

また、臨海部において想定される災害の未然防止及び災害の拡大防止のため、平成25年4月に川崎市臨海部防災対策計画を策定しました。

なお、今後も市各計画等の見直し結果を踏まえ、区計画の見直しを図ります。

*1 地震被害想定調査とは、市に大きな被害をもたらす可能性がある地震に対して、今後、市が取り組む施策事業を体系化した「川崎市地震防災戦略」の策定のための基礎資料を得ることを目的とする調査です。

*2 地震防災戦略とは、地域防災計画の実効性を高め、減災目標を達成するための施策を実施・推進する計画(実行計画)と位置付けているものです。

(市HP⇒「川崎市防災情報ポータルサイト」⇒「川崎市の防災資料室」⇒「川崎市の公開資料」⇒「川崎市における地震被害の想定について(平成23年11月)」)

[http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-24-3-4-0-0-0-0.html](http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-24-3-4-0-0-0-0-0.html)

(市HP⇒「川崎市防災情報ポータルサイト」⇒「川崎市の防災資料室」⇒「川崎市の公開資料」⇒「川崎市地震防災戦略について(平成23年3月)」)

[http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-24-3-1-0-0-0-0.html](http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-24-3-1-0-0-0-0-0.html)

*3 業務継続計画とは、地域防災戦略における行政としての減災施策の1つであり、予め発災時に優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材の資源を効果的に投入することで、行政機能の継続と早期復旧を図ることを目的とした計画です。

2 麻生区の概要

(1) 自然的条件

麻生区は、川崎市の北西部に位置しており、北側を東京都稲城市・多摩市、東側を多摩区・宮前区、南側を横浜市青葉区、西側を東京都町田市と接し、面積は23.11平方キロメートルで川崎市全体の約16%を占めています。

地形は、多摩丘陵の一部を占め、谷戸川が丘陵の奥深くまで幾筋も入り込んだ高台と低地、丘陵と谷戸といったように地形的変化が大きく、小田急線を中心としてクラスター(ぶどうの房)状に地区の分布が見られます。また、区全体が尾根線によって囲まれており、地形的にも景観的にも他の地域から独立した地域を形成しています。

(2) 社会的条件

主な交通動線としては、区の北東部から南西部にかけて小田急小田原線、県道世田谷町田が区域を横断し、新百合ヶ丘駅から北西部へは小田急多摩線が延びています。また、区域の中心部である新百合ヶ丘駅周辺は、川崎新都心として発展を続けており、大規模な宅地開発も行われています。

区の人口は、173,668人（平成26年2月1日現在）と7区中第6位であり、市全体の約12%を占めており、人口増加率は11%と中原区に次いで第2位（平成22年国勢調査結果）と急増しております。

また、65歳以上の人口割合である高齢化率は20.0%（川崎市全体17.5%）と川崎区に次いで高くなっています。（平成24年10月1日現在）

また、区外へ通勤、通学する区民が多く、昼夜の人口比は74.6%となっています。（平成22年国勢調査結果）



第2章 災害予防計画

1 防災組織体制

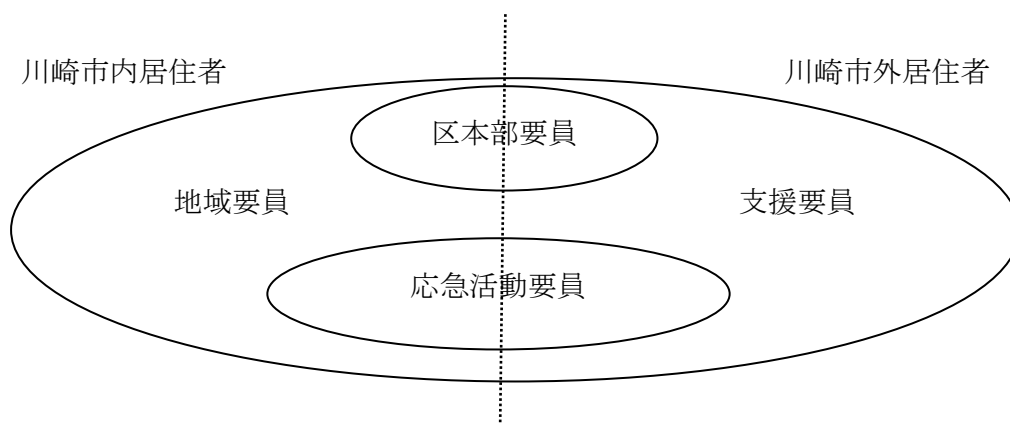
(1) 区本部

麻生区本部（以下「区本部」という。）は、川崎市内で大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に設置される川崎市災害対策本部（以下「市本部」という。）を構成する機関です。参集した関係職員により、区の総合的な災害応急対策を推進するために、次の組織体制が適正に機能するよう、平常時から必要な準備を行います。

ア 区本部の構成と職員編成

区本部は、区役所4階第1・2会議室に設置します。

(ア) 震災対策時（動員区分）

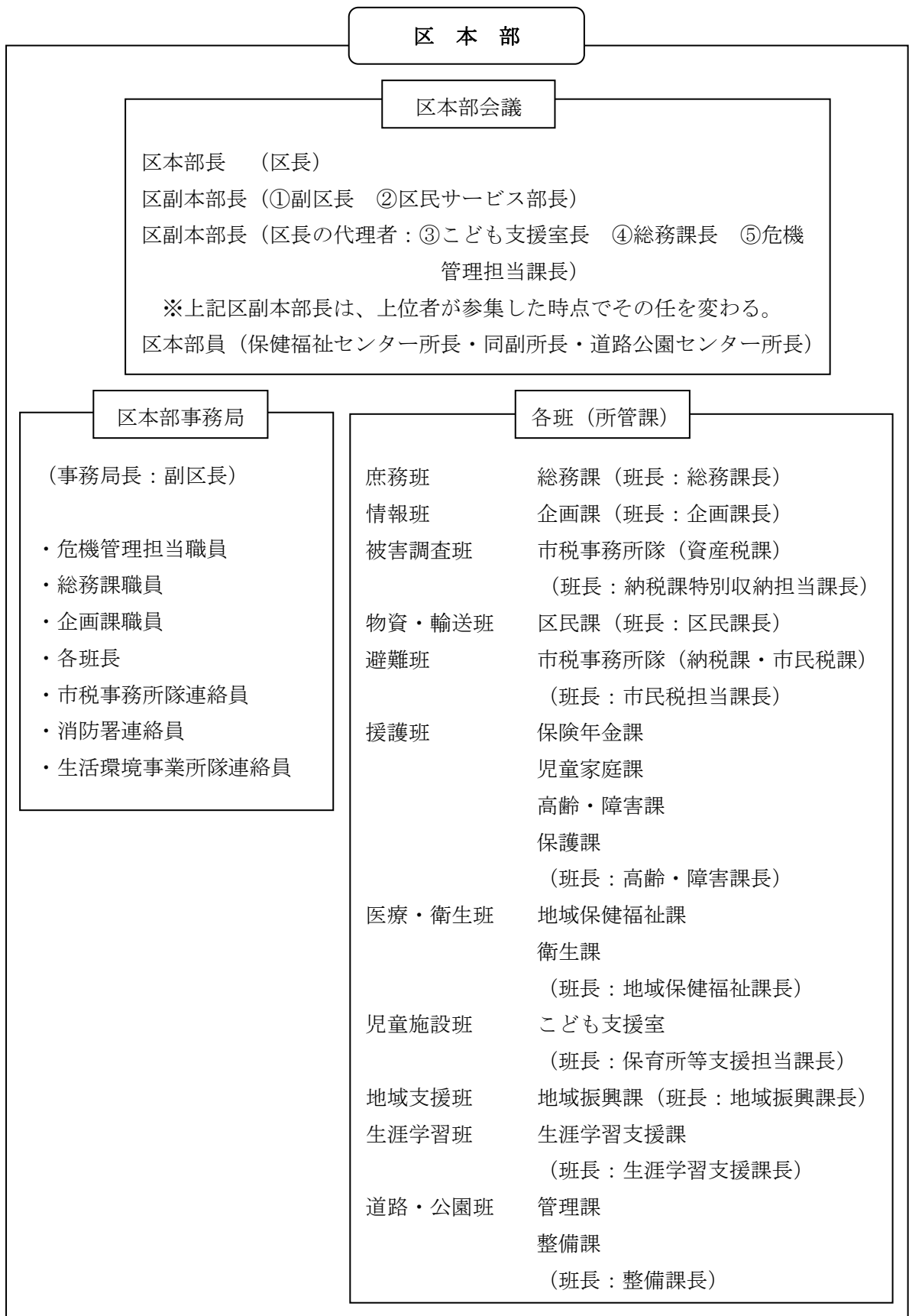


区本部要員……… 応急活動上必要な計画の策定、連絡及び調整等を行います。（区本部会議の構成員及び区本部事務局の構成員で、参集場所は区本部）

応急活動要員……… 人命救助上必要不可欠で、災害発生初期から必要な活動を実施します。（区本部要員を除く区役所職員で、参集場所は各所属。ただし、保育園については一部職員を除き地域要員または支援要員となる）

地域要員……… 避難所等において、情報収集及び連絡等の活動を実施します。（市内居住の他局職員で、参集場所は指定された避難所）

支援要員……… 区本部の指示に基づき、区本部支援、避難所支援等の活動を実施します。（市外居住の他局職員で、参集場所は指定された区役所）



地震災害時の区本部の配備体制及び基準

基 準	配 備 区 分	参 集
川崎市内で震度 4 の地震があった時	区本部員及び※区連絡員	指示による参集
川崎市内で震度 5 弱の地震があった時	区連絡員	自動参集
	区本部員及び危機管理担当	指示による参集
川崎市内で震度 5 強以上の地震があった時	全職員	自動参集
東海地震注意情報発表時	区本部員	自動参集
東海地震予知情報発表時 東海地震警戒宣言時	区本部員及び応急活動要員	自動参集

※区連絡員…… 市本部からの緊急連絡等を受けて、その分掌事務を遂行するための連絡活動を実施します。(原則、災害時に直ちに参集可能な区役所職員 3 名。参集場所は区役所)

※「市内で震度〇〇の地震があった時」とは、市内観測所の 1 箇所以上で当該震度を計測した時をいいます。なお、道路公園センターは、震度 4 及び 5 弱の地震が発生したとき、重大な橋梁被害の有無、道路および沿道状況の点検のため、所要の人員を自動参集としています。

【閉庁時の対応】

※初動対応職員… 夜間・休日に災害が発生した場合、区本部要員が麻生区近隣居住者とは限らないため、参集に時間を要し、区本部設置の遅れや初動期の情報収集や連絡体制の確保が妨げられる恐れがあります。そこで、区では 1 時間 30 分以内に参集できる麻生区役所職員及び 30 分以内に参集できる他局職員を初動対応職員と位置づけ、区本部が設置されるまでの間の初期体制の整備、情報収集及び伝達を行います。

(イ) 風水害対策時（動員体制）

発令基準		体制	
1号	大雨、洪水等の気象注意報の1以上が発表され、災害が発生し、又は発生するおそれ大きい場合	区役所 道路公園センター 市税事務所隊 生活環境事業所隊 消防署	連絡員 連絡員 連絡員 連絡員 連絡員
2号	大雨、洪水、暴風等の気象警報の1以上が発表され、台風又は集中豪雨等により、災害が発生し、又は発生するおそれ大きい場合	区役所 道路公園センター 市税事務所隊 生活環境事業所隊 消防署	動員 5～10% 動員 5～20% 動員 5～10% 動員 5～10% 特別警防体制に必要な人員
3号	台風又は集中豪雨等により、区内で相当数の被害が発生した場合又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合	区役所 道路公園センター 市税事務所隊 生活環境事業所隊 消防署	動員 10～50% 動員 10～50% 動員 10～20% 動員 10～20% 特別警防体制に必要な人員
4号	台風又は集中豪雨等により、区内で甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	区役所 道路公園センター 市税事務所隊 生活環境事業所隊 消防署	動員 50～80% 動員 50～80% 動員 20～50% 動員 20～50% 特別警防体制に必要な人員
5号	台風又は集中豪雨等により、区内全域に被害が発生している場合	区役所 道路公園センター 市税事務所隊 生活環境事業所隊 消防署	動員 100% 動員 100% 動員 100% 動員 100% 動員 100%

風水害時の区本部の配備体制及び基準

被害状況等

- 予警報等の気象情報により大雨の予測あり（目安として予想雨量 30mm/h 以上又は 150mm/24h 以上）
- 陳情連絡あり

区警戒体制

- 責任者 危機管理担当課長（危機管理担当課長の判断により設置）
- 体制内容
 - ①危機管理担当、道路公園センター及び消防署で対策会議を開き、パトロールの実施、土嚢配達、資機材の確認等の打合せを行う。
 - ②危機管理担当課長は、区民からの陳情の状況、気象情報の変化、被害の発生等により体制を強化する。

被害状況等

- 避難の実施
- 小規模被害多発
- 陳情多数あり

区警戒本部体制

- 責任者 副区長（市警戒本部長からの指示又は副区長の判断により設置）
- 体制内容
 - ①副区長は、小規模被害が多数発生し避難する必要が生じ始めた場合は、区警戒本部を設置し、必要な班体制を整備する。動員体制は、原則として動員 1 号～2 号配備体制

被害状況等

- 床上浸水多数発生
- 死傷者発生
- 家屋全半壊
- 河川の氾濫

区本部体制

- 責任者 区長（市本部長からの指示又は区長の判断により設置）
- 体制内容
 - ①区長は、重大な被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、区本部を設置し、必要な体制を整備する。動員体制は、原則として動員 3 号～5 号配備体制

(2) 防災関係機関との連携

区は、区内における防災関係機関等との連携の強化を推進し、区内の災害予防及び災害応急対策に努めます。(麻生区に関連する機関名を記載しています)

ア 県警察 (麻生警察署)

イ 指定(地方)公共機関等

- ・麻生郵便局 (災害時における救助物資、その他の郵便料免除)
 - ・東日本電信電話株式会社 (重要通信の確保、避難所等への臨時公衆電話設置、災害用伝言ダイヤル「171」の運用)
 - ・日本赤十字社 (医療救護班の派遣、義援金の受付と配分ほか)
 - ・東京電力株式会社 (災害時における電力供給の確保、被災施設の調査・復旧)
 - ・東京ガス株式会社 (ガス漏えいの防止、臨時供給の実施、被災施設の復旧)
 - ・小田急電鉄株式会社
 - ・東急バス株式会社
 - ・小田急バス株式会社
- } (災害時の応急輸送対策、旅客の避難及び誘導)
- ・社団法人神奈川県トラック協会 (物資の輸送確保、応急輸送対策)

ウ 公共的団体及び機関

- ・社団法人川崎建設業協会 (道路河川等応急対策、復旧用資機材・人材確保)
 - ・京王電鉄株式会社 (災害時の応急輸送対策、旅客の避難及び誘導)
 - ・社団法人川崎市医師会
 - ・社団法人川崎市歯科医師会
 - ・社団法人川崎市薬剤師会
- } (各医療救護班による応急医療対策)
- ・神奈川県エルピーガス協会 (燃料の確保に関する協力)

エ 住民組織

- ・自主防災組織、町内会・自治会

オ 麻生区災害対策連絡協議会

(3) 自主防災組織

区民は、地域のことは地域で守るという共助の考えに基づき自主防災組織を結成し、日常から区民一人ひとりの意識の高揚と知識の向上を図ること、また地域の連携により迅速、的確な防災活動を行うことを目的に、地域の実情に合った活動を行います。

麻生区においては主に各町会・自治会単位に122団体の自主防災組織(避難所別自主防災組織名簿参照)が結成され、各種活動を行っています。<資料2>

(4) その他の組織の活用

ア 事業所・企業市民 (企業の経営者とそこで働く人々)

区内に事業所を設置している企業自らが立地する地域の安全確保に努めることは企業市民としての責務であり、事業所の自衛消防組織等の育成に努める

ほか、平常時から積極的に自主防災組織や地域住民等との連携を図り、周辺地域の被害を軽減するため、地域総ぐるみの共助体制の確立を図るものとします。

なお、事業所・企業市民も地域の一員であり、平常時から地域活動を通じて、地域との交流を深めるとともに、災害が発生した直後には、可能な範囲内で防災活動に協力し、被害の軽減や地域生活の早期復旧に努めていただく必要があることから、市は、平成 22 年 2 月 1 日に川崎市防災協力事業所登録制度を開始し、地域の防災活動に御協力いただける事業所を市のホームページなどで公表しています。＜資料 3＞

イ 大学・高校学校等（教職員・学生）

区内に校舎等を設置している大学・高校等は、平常時から積極的に自主防災組織、地域住民等との連携を図り、周辺地域の被害を軽減するため、地域総ぐるみの共助体制の確立を図るものとします。

2 地域防災拠点の活用

(1) 地域防災拠点

地域防災拠点とは、避難者受入機能のほか、物資備蓄機能、応急医療救護機能、情報収集伝達機能を有する施設であり、市立中学校を位置づけています。市では、麻生区内の地域防災拠点と拠点に属する避難所を次のとおり指定しています。

区における地域防災拠点の一覧

地域防災拠点	所在地	拠点に属する避難所
西 生 田 中 学 校	高石 3-25-1	西生田小・百合丘小
長 沢 中 学 校	東百合丘 4-12-1	長沢小
柿 生 中 学 校	上麻生 6-40-1	東柿生小・岡上小
白 鳥 中 学 校	白鳥 1-5-1	柿生小・片平小・栗木台小
金 程 中 学 校	金程 3-16-1	金程小・千代ヶ丘小
麻 生 中 学 校	上麻生 4-39-1	麻生小・南百合丘小
王 禅 寺 中 央 中 学 校	王禅寺東 4-14-2	王禅寺中央小・虹ヶ丘小・旧白山中・ 日本映画大学白山校舎・真福寺小
は る ひ 野 中 学 校	はるひ野 4-8-1	はるひ野小・中

(2) 地域防災拠点の機能

地域防災拠点における機能は、次のとおりです。

ア 避難者受入機能

避難勧告・指示の対象者や、地震被害による家屋の倒壊、焼失等の被害を受

けた者又は被害を受ける恐れのある者が避難するところです。避難者を保護し、生活機能が確保できる場所となります。

イ 物資備蓄機能

市は、校地を利用して設置している備蓄倉庫又は一時的余裕教室に、地域の特性に応じ、食料品・飲料水、生活必需品、資器材等を分散備蓄しています。

<資料4>

なお、市では、平成25年4月に平成25年度からの5年間にわたる「川崎市備蓄計画」を策定し、市民による日頃からの家庭内備蓄の促進や、流通在庫備蓄や救援物資等の考え方を踏まえ、自助・共助を基本としつつ、市民・企業・行政が一体となった対策を推進しています。

(市HP ⇒ 「川崎市防災情報ポータルサイト」 ⇒ 「川崎市の防災資料室」 ⇒ 「川崎市の公開資料」 ⇒ 「川崎市備蓄計画(素案)の公表について」)

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-24-3-2-0-0-0-0-0.html>

ウ 応急医療救護機能

災害の規模や傷病者の発生状況、被災状況等に応じて医療救護所を設置します。

エ 情報収集伝達機能

各避難所に参集する地域要員は、地域の災害情報を収集・整理し、各地域防災拠点で集約し、区本部へ伝達します。

3 避難施設

震災時には、建物倒壊、火災、がけ崩れ等により、避難を要する地域が発生するものと予想されます。また、住居が喪失するなど、引き続き支援を必要とする区民に対して、避難所を開設し受入保護するため、避難に必要な措置と避難所の管理運営等について定めています。

(1) 広域避難場所

震災及びその二次災害により、広域にわたって大きな被害が予測される場合、被害から逃れるための必要な面積を有する場所です。麻生区内の広域避難場所は、王禅寺ふるさと公園(王禅寺528-1)の1箇所です。

(2) 避難所

前述の地域防災拠点における避難者受入機能、情報伝達機能と同様で、麻生区では25箇所が指定されています。なお、平成25年度から平成27年度までの3カ年で全避難所に防災備蓄倉庫を設置し、物資備蓄機能を備えることとしています。

<資料5>

(3) 一時避難場所

区民が震災（建物の倒壊、火災の延焼拡大、危険物の流出・漏えい等）から身の安全を守るため、一時的に避難する場所（公園・空地等）です。

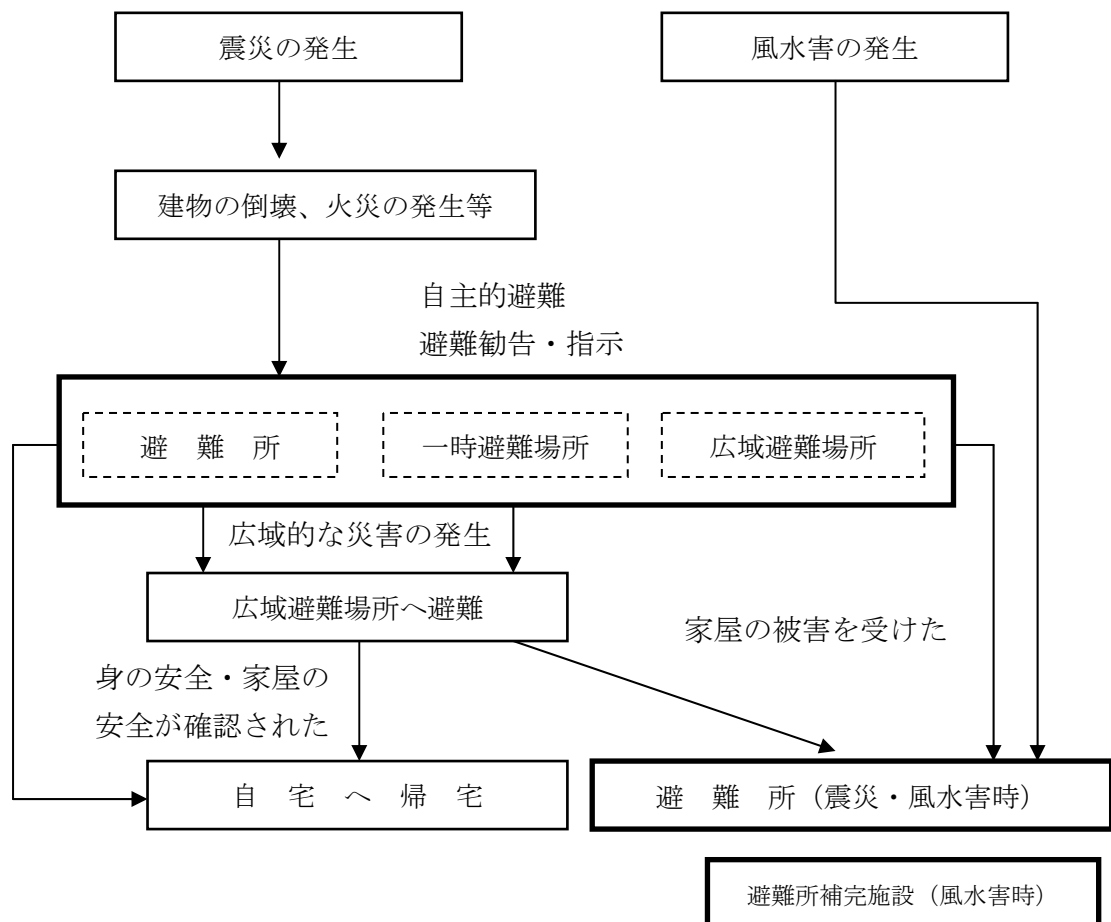
(4) 避難所補完施設

市は、住民が容易に避難できるよう地域の実情に応じて、公共施設、町内会館等の民間施設から避難所を補完する施設を確保し、風水害時の補完施設として一時的に使用します。（原則、備蓄物資等の保管はありません。）

また、区は震災時において、あらかじめ指定された避難所だけでは避難者の受入れが困難と認めた場合において、その周辺の公共施設、公園等の安全性を確認したうえで避難所補完施設の利用を図ります。＜資料6＞

被災者の受入れ

災害により住居等を喪失するなど、継続して支援を必要とする被災者を次により受入れます。



(5) 避難施設の充実・強化

ア 耐震強化・補強工事

市は、避難所である市立小中学校の耐震調査を行い、対策が必要な学校については、耐震補強工事を実施しました。併せて体育館のガラスの飛散防止措置を行いました。

イ 防災行政無線と屋外受信機

市は、避難所と区本部との情報受伝達手段として、デジタル系防災行政無線を整備しています。また、地域防災拠点及び避難所に避難してきた区民に対して災害情報を伝達するため、屋外受信機を整備しています。

ウ 災害時優先電話の整備

市は、避難所から関係機関等への連絡を円滑に行うため、災害時優先電話の整備を図ります。

エ 特設公衆電話の整備

市は、避難所において、避難者が無料で使用でき、通信規制時においても繋がりがやすい災害時優先電話である特設公衆電話を、避難所開設に合わせ迅速に利用が可能となるよう、事前に電話回線と必要な機器を整備しています。

オ 浄水装置の導入

伝染病・感染症予防等の衛生管理や、風呂・シャワー等の生活用水に利用するため、水道管が未耐震化の避難所や付近に応急給水拠点のない避難所に、プールの水の浄水装置導入を推進します。

(6) 避難路の確認

区は、防災マップ等（「備える。かわさき」）を配布するなどし、避難所等を区民へ周知します。区民は、速やかに、安全に避難所へ行くことができるように、日頃から避難路（避難ルート）を確認するようにしてください。

（市 HP ⇒ 「川崎市防災情報ポータルサイト」 ⇒ 「防災啓発広報誌「備える。かわさき」及び防災マップ」 ⇒ 「川崎市防災マップ」 ⇒ 「川崎市防災マップ各区版」）

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-13-7-0-0-0-0-0.html>

4 緊急輸送体制

災害応急対策活動に必要な人員及び物資並びに被災者の緊急輸送を行なうため、県及び市は、輸送体制を整備し、搬送等を速やかに実施します。区民は、輸送の障害となる状況をつくりださないように協力する必要があります。

(1) 緊急交通路の周知

県公安委員会は、震災時に被災者の避難や救急活動、消火活動等に使用される緊急車両のみの通行に限定される、災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づき交通規制を行う緊急交通路を指定しています。

- ・ 区内の緊急交通路線とその区間 <資料 7 >

(2) 緊急輸送道路の周知

市は、震災時に被災者が必要とする医薬品・食料・飲料水等の緊急物資の搬送を速やかに実施するために、関係自治体と協議のうえ緊急輸送道路を指定しています。

ア 第1次緊急輸送路線

規模の大きい幹線道路や一般国道からなる広域ネットワークの重要路線で、他の道路に先駆けて優先的に通行の確保をする路線です。区内の該当路線及び区間は次のとおりです。

- ・区内の第1次緊急輸送路線及び区間 <資料7>

イ 第2次緊急輸送路線

第1次緊急輸送路線を補完し、地域内での災害救助活動等に使用する路線です。区内の該当路線及び区間は次のとおりです。

- ・区内の第2次緊急輸送路線及び区間 <資料7>

(3) 緊急通行車両の申請

災害対策により交通規制が実施された場合、緊急交通路は緊急通行車両以外の車両の通行が禁止又は制限されます。そのため区は、自らの所有する車両のうち緊急交通車両として使用する車両を、県公安委員会に対して事前に届出申請を行っています。

(4) ヘリコプターの離着陸場及び調整

市は、災害応急活動に必要な人員及び物資の受入れや重傷者等の搬送を行なうため、ヘリコプターの臨時離着陸場を整備しています。ヘリコプターの調整及び離着陸場での誘導は消防局航空隊が統括し、必要により各輸送実施機関の支援を受けて行います。

- ・臨時離着陸場一覧 <資料7>

5 災害に強い地域づくり

災害による被害を最小限に抑え、被害の拡大を防止するためには、区民の防災知識の向上及びその知識に基づく行動が重要であることから、そのための防災知識の普及活動及び防災訓練の実施等により、地域防災力の推進を図ります。

(1) 区民啓発

区は、子供から大人までのあらゆる年齢層の区民に対して防災知識の普及を目指し、防災意識の向上を図ります。

ア 啓発の方法

- (ア) 市民地震防災デー（毎月15日）による啓発
- (イ) 市政だより、防災啓発冊子「備える。かわさき」、パンフレット、ハザー

ドマップ等による広報・啓発

- (ウ) 防災講演会、ぼうさい出前講座による啓発
- (エ) 各種イベント及び区防災コーナーの活用
- (オ) ホームページでの啓発
- (カ) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアの活用
- (キ) 防災訓練や災害図上訓練の実施
- (ク) 防災関係図書等の貸出（ぼうさいライブラリー）

イ 啓発内容

- (ア) 地震及び風水害に関する基礎知識
- (イ) 災害時にとるべき行動
- (ウ) 災害に対する日常の備えと心構え
- (エ) 緊急地震速報発表時にとるべき行動
- (オ) 企業の防災対策
- (カ) 企業と地域住民との連携
- (キ) 市及び防災関係機関等の防災対策
- (ク) 避難所の周知
- (ケ) 各種ハザードマップによる危険区域等の周知
- (コ) 自主防災組織、避難所運営会議、防災ネットワークについて
- (サ) 災害時要援護者避難支援に関する知識
- (シ) 災害に関する情報の入手方法
- (ス) 東日本大震災等の過去の災害からの教訓や事例等
- (セ) その他必要な事項

なお、市は、外国人市民の方々に対して防災知識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上を図るため、6か国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語）の防災関係情報をホームページに掲載し、周知を行っています。

（市 HP ⇒ 「川崎市防災情報ポータルサイト」 ⇒ 「英語版リンク」・「中国語版リンク」・「韓国語版リンク」・「ポルトガル語版リンク」・「スペイン語版リンク」・「タガログ語版リンク」
<http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/>

(2) 自主防災組織等の育成

災害時の被害を最小限に食い止めるためには、各家庭での日頃からの災害に対する備えに加え、地域ぐるみの防災活動が重要です。そのため、町会・自治会単位やマンション単位の地域住民により結成された自主防災組織が迅速かつ的確な防災活動を行えるように、区は、自主防災組織の育成・指導に努めるとともに、自主防災組織を中心とした地域コミュニティづくりを推進します。

なお、地域防災活動においては男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮

が必要なことから、自主防災組織における女性の参画を推進するものとします。

ア 自主防災組織の活動

(ア) 自主防災組織の基本的活動

(平常時)

- ・地域住民への防災知識・技能の普及
- ・地域実態の把握
- ・防災訓練の実施
- ・防災資器材等の備蓄
- ・協働による自主防災組織の活性化

(災害時)

- ・災害応急活動に関する情報の収集及び伝達
- ・避難所誘導活動
- ・救出・救護活動
- ・初期消火活動
- ・避難所運営

(イ) 防災知識・技能の普及

(ウ) 他の防災関係機関との連携

イ 自主防災組織の活性化への支援

(ア) 区自主防災組織連絡協議会の育成・支援

区は、区内防災活動の一体化・統一性を図る軸となる区自主防災組織連絡協議会を育成・支援し、自主防災組織の活性化を図ります。

(イ) リーダー養成研修

市は、自主防災組織の核となるリーダーを対象に研修会を開催し、自主防災組織の充実・強化を図ります。

(ウ) 防災資器材の備蓄

市は、防災資器材の備蓄場所を確保できない自主防災組織に対して、可能な限り備蓄場所の確保に協力します。

(エ) 防災資器材購入への補助

市は、自主防災組織の防災資器材の購入に対する補助制度を推進し、地域防災力の向上を図ります。

(オ) 地域防災活動への助成

市は、各自主防災組織の活動（防災訓練、広報、研修等）に対する助成制度を推進し、地域防災体制の充実を図ります。

(3) 防災ネットワークづくりの推進

区は、中学校の学区を基に、地域防災拠点（市立中学校）を中心として、地域防災拠点区域内の避難所が属する防災ネットワークづくりを推進しています。

防災ネットワークは、地域に密着した防災体制づくりを推進するため、各避難所

運営会議から選出された代表者で構成する防災ネットワーク連絡会議を設置し、平常時から各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換を行い、災害時には各避難所運営の協議・情報交換・備蓄物資の配分調整等を行います。

ア 防災ネットワーク一覧

防災ネットワーク 連絡会議	避難所	防災ネットワーク 連絡会議	避難所
西生田中学校区	西生田中学校	金程中学校区	金程中学校
	西生田小学校		金程小学校
	百合丘小学校		千代ヶ丘小学校
長沢中学校区	長沢中学校	麻生中学校区	麻生中学校
	長沢小学校		麻生小学校
柿生中学校区	柿生中学校		南百合丘小学校
	東柿生小学校	王禅寺中央中学校	
	岡上小学校	王禅寺中央小学校	
白鳥中学校区	白鳥中学校	王禅寺中央中学校区	虹ヶ丘小学校
	柿生小学校		旧白山中学校
	片平小学校		日本映画大学白山校舎
	栗木台小学校		真福寺小学校
			はるひ野中学校区

(4) 防災訓練の実施

区民、区内事業所（企業市民）、区及び防災関係機関等は、災害時に的確な災害応急活動を行うため、平常時から相互に連携した防災訓練を実施します。

ア 総合防災訓練（九都県市、相互援助協定市、防災関係機関及び地域住民）

9月1日の「防災の日」を含む「防災週間」（8月30日～9月5日）を考慮した適切な日に市内全域を対象とした、九都県市、相互援助協定市、防災関係機関及び地域住民、企業等が一体となって行う、震災対策を中心とした総合的な防災訓練を、原則市内7区の順番により実施します。

イ 区、防災関係機関、自主防災組織等の訓練

(ア) 区の訓練

区本部設置訓練、情報受伝達訓練等を実施します。

(イ) 区と防災関係機関が連携した訓練

災害発生時に各々の所管業務が迅速かつ的確に実施できるよう、各種防災計画・マニュアルに基づいた訓練を実施します。

(ウ) 自主防災組織の訓練

「自分の身は自分で守る（自助）」、「地域で助け合う（共助）」という防災の基本に即した、かつ、災害時要援護者の保護に配慮した訓練の実施を促進

します。

(エ) 事業所等の訓練

顧客、従業員等の安全確保及び設備等の防護措置に重点を置いた訓練の実施を促進します。

(5) 避難所運営会議

災害時には、避難所ごとに管理運営を行う必要が生じるため、自主防災組織を中心に施設管理者、地元ボランティア等で避難所運営会議を構成します。また、運営を的確に行うために、避難所運営会議ごとに避難所運営会議要綱を作成しており、毎年点検、更新しています。

(6) 家庭における災害対策

区は、「備える。かわさき」等の防災冊子を活用して、区民への啓発をしていきます。

ア 家庭内備蓄等

災害が発生した場合、家屋の倒壊や火災による焼失が予測され、その時点から区民は生活に支障をきたすこととなります。食糧等は地域防災拠点にも備蓄されていますが、それだけでは限りがあり、救援物資を被災者に配布するのにも数日かかることが予想されます。そのため、区民は、日頃から災害時に備えて家庭内備蓄や非常持出品の準備をしておく必要があります。

(ア) 最低3日分以上（安心のため7日分以上）の備蓄品

【備蓄食料に適したもの】

- ・日常生活にも使え、なおかつ長期的保存に耐えられるもの
- ・調理に手間のかからないもの
- ・持ち運びに便利なもの
- ・必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの

例) 飲料水(一人一日3ℓ)、保存食品(パックの御飯、乾麺、カップラーメン、缶詰等)、乳幼児の粉ミルク・離乳食等

(イ) 非常持出品

ラジオ、懐中電灯、貴重品、医薬品、雨具、防寒具、備蓄食料等、季節や家族の構成を考えて、必要に応じた物を用意します。

イ 建物等の安全対策

(ア) 家具の転倒及び落下防止対策

日頃から家具類の配置に気をつけ転倒防止措置を施すことによって、家の中の安全な空間を確保しておき、落ちると危険な物は、家具の上などの高い場所には置かないようにします。

(イ) 家屋周辺（ブロック塀の点検、排水溝の日常的な清掃等）の対策

ブロック塀は、ひび割れ等の点検を行い、危険な箇所の修理・補強を行

います。また、集中豪雨時に排水が速やかに行われるよう自宅周辺の側溝に泥やごみが詰まっていないか日常的に点検を行います。

(ウ) 家族防災会議の推奨

災害の発生に備え、日頃から家族で避難場所や実際の避難経路、被災した時の連絡方法等を確認するとともに、地域における役割分担等について話し合うことで、家族の安全と地域の防災力向上につながっていきます。

(エ) 高層集合住宅（マンション）の防災対策

高層集合住宅は、一般的に耐火性や耐震性に優れ、大地震においても比較的安全と考えられていますが、高層階ほど揺れ幅が大きく、また長時間揺れるなどの傾向があり、玄関やドアが開閉できなくなる、窓ガラスが破損する、エレベーターが止まってしまうなどの被害が出るのが予想されるため、日頃から対策を話し合っておく必要があります。

なお、市では、高層集合住宅の高層階にお住まいの方々が容易に備蓄品を利用できる「防災備蓄スペース」の設置や、常用の電源が復旧するまでの間、低層階に避難した居住者が共同で使用する「防災対応トイレ」の設置を推進するため、平成24年3月30日に、「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」を制定しています。

(市 HP ⇒ 「市政情報」 ⇒ 「条例・要綱・公報」 ⇒ 「川崎市要綱」 ⇒ 「川崎市要綱（川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱）」を検索)

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/0-Curr.html>

(7) 企業・事業所における予防対策

災害発生時には、施設や設備等の被災により、企業活動が停止する可能性があります。企業・事業者は、二次災害が発生したりしないよう、自らの責任と負担において、事業所の危険箇所を把握するとともに、安全対策を実施するなど、あらかじめ各種災害に対処する防災体制を充実させる必要があります。

ア 企業・事業所にできること

(ア) 人的被害・直接経済被害の減少

耐震化の推進、企業内備蓄、防災環境の整備等

(イ) 被害軽減を促進する防災力の向上

地域における防災環境の整備、市民、行政との連携強化、防災意識の醸成

(ウ) 震災からの回復力の向上

初動期の混乱防止、医療救護体制の整備、避難体制の推進、災害時要援護対策の推進、生活安定対策の推進

(エ) 地域住民等との連携

地域社会の一員として、地域住民や市等と協力相互連携した災害応急活動や日頃からの訓練の実施

イ 減災に向けた取組例

- (ア) 備品及びO A機器などの転倒・落下防止
- (イ) ガラスの飛散防止
- (ウ) 停電時等の対策（非常用電源装置、照明器具など）
- (エ) 非常用食料や飲料水の備蓄（3日分以上を目安に）
- (オ) 災害発生時の対応マニュアルやBCP（事業継続計画）の策定
- (カ) 従業員やその家族との連絡方法を事前に決めておく
- (キ) 避難した場所ごとの行動
- (ク) 震災のレベルに応じた対策の検討

(市 HP ⇒「川崎市防災情報ポータルサイト」⇒「川崎市の防災資料室」⇒「企業等との協働」
⇒「企業向け防災啓発冊（川崎市防災対策ガイドブック）」

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-24-6-0-0-0-0-0-0.html>

(8) 麻生区災害対策連絡協議会の設置

区計画に基づき、区における防災に関する情報共有を図り、課題解決に向けて協議・検討を行う「麻生区災害対策連絡協議会」を平成25年1月に設置しました。

なお、協議会には加入組織が専門分野ごとに所属する次の4部会を設置し、部会ごとにテーマを設けて協議、検討を進めてまいります。〈資料8〉

ア 地域支援部会

・テーマ

- (ア) 防災組織間の協力・連携体制の構築
- (イ) 区独自の避難所備蓄物品の選定

イ 帰宅困難者等支援部会

・テーマ

- (ア) 情報共有体制及び連絡体制の構築
- (イ) 帰宅困難者対策訓練の検討・実施

ウ 災害時医療・救急部会

・テーマ

- (ア) 災害時に緩和した方がよい医療規定等
- (イ) 麻生区独自の災害医療コーディネーター設置を目指した協議

エ 道路・建設・ライフライン部会

- (ア) 情報共有体制及び連絡体制の構築
- (イ) 情報共有・連絡訓練の検討・実施

6 災害に強い街づくり

(1) 建築物の耐震・不燃化の促進

- ア 一般建築物（木造住宅・分譲マンション）

市は、各種補助、融資等の支援制度について、パンフレット等を利用し区民に周知することに努めます。また、区民がその制度を活用しやすくすることにより木造住宅及び分譲マンションの耐震・耐火を促進します。

○耐震事業

住宅及び特定建築物（多数の者が利用する建築物、建築物危険物の貯蔵・処理を行う建築物、地震によって倒壊した場合、道路を塞ぐ恐れのある建築物）の耐震性を高めるため、次のような制度を活用することにより、市民の生命、身体及び財産の保護を図ります。

- ①川崎市木造住宅耐震診断士派遣制度
- ②川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付制度
- ③川崎市マンション耐震診断事業費用補助制度
- ④川崎市マンション耐震改修工事等事業助成制度
- ⑤川崎市特定建築物耐震改修等事業助成制度

(市 HP ⇒ 「組織インデックス」 ⇒ 「まちづくり局」 ⇒ 「建築監察課（くらし・手続き）

<http://www.city.kawasaki.jp/500/soshiki/9-8-5-0-0.html>

イ 公共建築物

区役所をはじめ各施設の管理者は、災害時において拠点施設となる施設の震災対策が必要なため、施設の耐震診断を行い、耐震補強工事を実施し、総合的な安全対策を講じます。

(2) 上下水道施設の安全対策

ア 上水道施設

水道事業は、市民生活に欠くことができない重要な社会公共事業であることから、水道施設の安全性強化のための具体策を検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与えるもの、二次災害のおそれのあるものなどを重点に施設の改良・整備を行うなど、被害を最小限に止めるための諸施策を実施します。

- (ア) 取水・導水施設の安定した継続体制の確保
- (イ) 浄水施設の保全
- (ロ) 送水・排水施設及び給水装置の整備
- (エ) 応急給水・応急復旧体制の確立
 - ・災害時に半径約 750m で市民が水を確保できるよう、市内 138 箇所の応急給水拠点の整備等
 - ・供給ルートの耐震化が完了した避難所等への開設不要型応急給水拠点の整備

イ 下水道施設

下水道は、都市における雨水及び汚水を排除するための基幹的な施設である

ことから、災害に備えて下水道施設の防災対策の推進を図ります。

特に、都市化の進展による雨水流失量の増大や集中豪雨により下水道整備済みの区域においても浸水被害が発生していることから、浸水頻度の高い区域等については、浸水状況を考慮して、雨水整備を進めていきます。

- (ア) 下水管きよの整備
- (イ) ポンプ場、水処理センターの機能向上
- (ウ) 応急復旧体制の確立

(3) 転倒・落下物防止等

建築物の窓ガラス、外壁、ブロック塀の倒壊や屋外広告物の落下は人命を危険にさらすだけではなく、避難・消防・救援活動に大きな障害となるため、市は、危険箇所・危険物に対して改善指導を行うなど耐震性を向上させる施策を実施します。

(4) 河川等の整備

市は、市内を流れる多摩川と鶴見川水系の河川について、風水害に備え、国土交通省京浜河川事務所及び神奈川県川崎治水センターと共に、河川及び放水路の整備を計画的に行います。

また、浸水想定区域ごとに、洪水予報や避難場所、その他迅速な避難の確保を図るため、多摩川・鶴見川洪水ハザードマップを作成しています。

(市 HP ⇒「川崎市防災情報ポータルサイト」⇒「川崎市の防災資料室」⇒「川崎市の公開資料」⇒「多摩川・鶴見川洪水避難地図（洪水ハザードマップ）」

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-24-3-5-0-0-0-0.html>

(5) がけ崩れの防止等

傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の急傾斜地でがけ崩れが発生する恐れのある区域に対し、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称：土砂災害防止法）」や「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、県知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域として指定し、市とともに土砂災害の防止に努めます。

ア 土砂災害警戒区域（土砂災害防止法施行令 第二条）

(ア) 土砂災害警戒区域の指定基準

- ・傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域 かつ
- ・急傾斜地の下端から水平距離が 10m 以内の区域 かつ
- ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍以内の区域（最大 50m）

※麻生区内 231 箇所が平成 23 年 3 月 29 日に県から指定されています。今後の開発状況等により、指定箇所数は増減します。

(イ) 土砂災害警戒区域への対策

土砂災害に関する情報収集・伝達を行い、円滑な避難が行われるよう地域の方と協働して避難体制の整備を図ります。また、対象区域について土砂災害ハザードマップを活用し、土砂災害の情報や避難について周知しています。

イ 土砂災害特別警戒区域の指定（土砂災害防止施行令 第三条）

土砂災害警戒区域のうち、土石の移動又は堆積により、建築物に作用する大きさが、通常の建築物が土石の移動又は堆積に対し、住民の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域が指定されます。

※麻生区内には、現在指定箇所がありません。時期は未定ですが、今後、県が調査及び指定を行っていく予定です。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の高さが5m以上のもので、急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの又は、5戸未満であっても官公署、学校、病院等に危険が生ずる区域が急傾斜地崩壊危険区域として指定されます。

市は、県等の関係機関と急傾斜地崩壊危険区域等の情報の共有化に努めるとともに、区民に急傾斜地崩壊危険区域を周知しています。さらに、がけの所有者に対して、がけ崩れを誘発するような行為の防止についての広報を行うほか、がけ崩れ等の宅地災害を防止するための融資制度を周知するなど、がけ地の改善を促進します。

・麻生区急傾斜地崩壊危険区域（神奈川県知事指定） <資料9>

※ 区域に指定されることが直接、がけ崩れの危険性を示しているものではありません。

指定された区域の公示図書（図面）は神奈川県川崎治水センターのほか、川崎市まちづくり局指導部開発審査課、区役所で閲覧できます。また、県砂防海岸課のホームページでも確認できます。

(市 HP ⇒ 「川崎市防災情報ポータルサイト」 ⇒ 「川崎市の防災資料室」 ⇒ 「川崎市の公開資料」 ⇒ 「土砂災害ハザードマップ」

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-24-3-0-0-0-0-0-0.html>

【神奈川県砂防海岸課ホームページ】

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/sabo/bousai/dosha/i_kwsk.html

エ 川崎市宅地防災助成制度

市内における、がけ崩れや土砂の流失による災害防止や復旧のため、擁壁の設置等の工事をされる方に、その資金の全部または一部の融資を受けることができる制度です。この融資は、市を通じて金融機関と申請者が契約を締結し、金融機関から融資が行われます。

(市 HP ⇒ 「くらしの手続き」 ⇒ 「まちづくり」 ⇒ 「建築」 ⇒ 「建築・宅地に関するきまりごと」 ⇒ 「開発審査」 ⇒ 「宅地の防災事業について」

<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000027631.html>

(6) 道路・橋りょう施設の安全対策

ア 道路の安全性の向上

道路は、発災後の初動・応急活動期における避難路となり、救助・救急及び消火活動等の緊急活動を実施する道路、緊急物資等の輸送路、さらには火災の延焼防止機能を併せ持つなど、防災上の役割が極めて重要です。そのため、着実な道路整備に努めるとともに、電線類の地中化を進め、防災機能の強化を図ります。

イ 橋りょう等の安全性の向上

緊急交通路及び緊急輸送道路、駅前広場等の交通拠点施設に架かる橋りょうから優先的に耐震対策を実施します。また、横断歩道橋については、倒壊・落橋した場合は道路を閉塞し避難・消火・救援等が著しく阻害されるため、引き続き安全性の向上を図るための点検・整備を推進していきます。

(7) 地盤の液状化の危険性の周知

市は、被害想定調査のデータや神奈川県アボイドマップ等を公表するなどしていくとともに、マンホールの更新・埋設工事における工事の監督業務を通じて、地震時における陥没、マンホール管路の浮き上がりを防止する対策を図るよう徹底していきます。

7 災害時要援護者の支援

災害時要援護者とは、高齢者、障害者等で、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々のことです。市では、平成19年12月から実施している「災害時要援護者避難支援制度」に基づき、あらかじめ申請・登録した災害時要援護者の情報を、支援組織となる自主防災組織、町会・自治会等の地域組織に提供し、災害時の安否確認や避難支援等の実施、平常時の見守り活動に活用するなど、支援体制の整備を推進しています。

(1) 災害時要援護者の避難支援体制の整備

ア 災害時要援護者避難計画の策定

災害時要援護者の避難支援体制を構築し、地域と連携した共助体制の確立を図ります。なお、支援組織となる自主防災組織及び町会・自治会等に、支援制度及び方法を解説した「川崎市災害時要援護者避難支援制度（DVD）」の配布や説明会の開催等、制度についての啓発を進めています。

イ 情報伝達体制の整備

発災時等における避難準備情報の伝達、避難支援等を迅速に行うため、平常時から、災害時要援護者と支援組織との連携体制づくりを推進するため、区は、支援を希望する要援護者からの登録申請により名簿を作成し、支援に必要な情報等を地域の支援組織に提供します。また発災時においては、災害時要援護者避難支援制度の登録者と併せ、要介護度 3～5 及び身体障害者手帳 1 級～3 級（内部障害者除く）で制度未登録者の情報について、必要に応じて各避難所等に提供します。

(2) 災害時要援護者と近隣住民等との地域コミュニティの強化

支援組織は、災害時に支援を必要とする災害時要援護者の状況を知るなど、日頃から様子を気にかけていただくことが、速やかな支援に繋がります。災害時の安否確認・避難誘導等の支援体制づくりを進めるうえで、支援者同士の話し合いや日頃からの災害時要援護者に対する声掛け、見守り活動等の関係づくりを行いながら、地域コミュニティの強化に繋がってください。また、災害時要援護者及びその関係者も、平常時から地域活動に参加するなど、近隣住民との良好な地域コミュニティの形成に努めることが大切です。

(3) 災害時要援護者の避難後の対策

区は、災害時要援護者に配慮した避難所の受入体制や施設の状況等、避難所において災害時要援護者が安定した生活を営めるよう、平常時から避難所運営会議と共に検討します。また、避難所生活が長期に渡る場合は、災害時要援護者に対する福祉の継続等について健康福祉局と検討を行います。

なお、災害時要援護者で避難所での生活が困難な方のため、本市の運営する社会福祉施設及び協定済みの市内民間社会福祉施設・各種介護サービス施設等を、その機能を生かして二次的な避難所として運営し、要援護者への対応を行っていきます。(市 HP ⇒ 「くらしの手続き」 ⇒ 「緊急情報・日頃の備え」 ⇒ 「防災」 ⇒ 「災害時要援護者対策」 ⇒ 「災害時要援護者のための防災行動ガイド」

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000033279.html>

8 帰宅困難者対策

大地震発生直後には、鉄道、バス等の交通機関の運行停止等により、通勤・通学者、買物客等の帰宅困難者が大量に発生し、大きな混乱が予想されます。市は平常時から主要駅及び帰宅困難者一時滞在施設と連携し、優先電話の途絶に備え、鉄道運行や道路交通情報、駅前の滞留状況、各種の災害情報の関係機関相互の情報連携体制を整備します。また、国は、「むやみに移動を開始しない」の基本原則を徹底しており、市及び区もこの基本原則の周知・徹底を図るとともに、関係機関と役割分担し、連携、協力を行いながら次の対策及び支援を実施します。

(1) 情報収集及び混乱防止措置

ア 市は、鉄道等の運行状況についての情報収集に努めます。また、関係機関等と連携して、企業や学校その他集客施設に対してむやみに移動を開始せず、正しい情報の下、冷静な行動を行うよう各種広報媒体を通じて広報します。

イ 区は、ターミナル駅での乗降客の集中状況及びバス・タクシーの運行状況についての情報把握に努め、警察、消防、鉄道事業者等関係機関と連携を図り、帰宅困難者の避難誘導等に必要な次の対策を講じます。

(ア) 事業所等に対する退社抑制の要請

(イ) 鉄道運行情報等の提供

(ウ) 主要ターミナル駅及びその周辺の交通規制

(エ) バス・タクシー乗降場所の移転及び交通整理

(オ) 乗降客の規制及び避難誘導

(カ) 改札規制

(キ) 救助・救急及び応急医療

(ク) 帰宅困難者一時滞在施設の開設・運営要請

(ケ) 帰宅困難者一時滞在施設への備蓄搬入

(2) 帰宅の支援

ア 市は、家族が被災するなど、やむを得ず移動する帰宅困難者への対策として、道路状況に応じて、市営バスの可能な限りの輸送を実施します。

イ 市は、災害時帰宅支援ステーションとなる、ガソリンスタンド、自動車販売店、コンビニエンスストア、ファーストフード店、ファミリーレストラン、居酒屋、カラオケスペースと協定を締結し、各種団体の店舗（事業所）において、情報、水道水、トイレ等の提供を行い支援します。

(平成 25 年 10 月 8 日現在：833 店舗)

(3) 滞留時の支援

市は、駅滞留者、夜間等の被災及び移動中に夜間を迎え、徒歩帰宅が困難になった者に対して、次の支援を行います。

ア 移動する帰宅者に対し、危険な夜間の移動を自粛してもらうため、ターミナル駅付近や主要道路沿いに一時滞在施設（民間施設とは協定締結による）を確保します。

イ 一時滞在施設を利用する帰宅困難者に対して、水、防寒用品等の配布を行います。（飲料水ペットボトル 2,000 本、アルミタイプ毛布 2,000 枚を、帰宅困難者用として備蓄しています。）

※「帰宅困難者に対する一時滞在施設の使用に関する協定書」の市内民間施設として初めて、「学校法人東成学園 昭和音楽大学」と平成 24 年 7 月 5 日に協定を締結

帰宅困難者一時滞在施設一覧（区内の施設には★印）

（平成 25 年 11 月 1 日現在）

	施設名称	主要ターミナル駅	所在地
1	川崎市教育文化会館	川崎駅	川崎区富士見 2-1-3
2	川崎アゼリア	川崎駅	川崎区駅前本町 26-2
3	川崎日航ホテル	川崎駅	川崎区日進町 1
4	川崎市医師会館	川崎駅	川崎区宮前町 8-3
5	川崎フロンティアビル	川崎駅	川崎区駅前本町 11-2
6	川崎市産業振興会館	川崎駅	幸区堀川町 66-20
7	川崎市幸市民館・図書館	川崎駅	幸区戸手本町 1-11-2
8	ホテルメッツ川崎	川崎駅	幸区堀川町 72-2
9	ミュージア川崎	川崎駅	幸区大宮町 1310
10	川崎市教育会館	武蔵小杉駅	中原区下沼部 1709-4
11	川崎市中原市民館	武蔵小杉駅	中原区新丸子東 3-1100-12
12	川崎市生涯学習プラザ	武蔵小杉駅	中原区今井南町 514-1
13	川崎市平和館	武蔵小杉駅	中原区木月住吉町 33-1
14	川崎市市民ミュージアム	武蔵小杉駅	中原区等々力 1-2
15	川崎市高津市民館	武蔵溝ノ口駅	高津区溝口 1-4-1
16	川崎市生活文化会館	武蔵溝ノ口駅	高津区溝口 1-6-10
17	川崎市総合教育センター	武蔵溝ノ口駅	高津区溝口 6-9-3
18	川崎市立高津図書館	武蔵溝ノ口駅	高津区溝口 4-16-3
19	川崎市大山街道ふるさと館	武蔵溝ノ口駅	高津区溝口 3-13-3
20	川崎市子ども夢パーク	武蔵溝ノ口駅	高津区下作延 5-30-1
21	洗足学園音楽大学	武蔵溝ノ口駅	高津区久本 2-3-1
22	ホテルメッツ溝ノ口	武蔵溝ノ口駅	高津区溝口 1-1-5
23	川崎市宮前市民館	宮前平駅	宮前区宮前平 2-20-4
24	さくら会堂	宮前平駅	宮前区土橋 1-3-3
25	アスリエ鷺沼	鷺沼駅	宮前区鷺沼 3-3-8
26	川崎市多摩市民館	登戸駅	多摩区登戸 1775-1
27	★川崎市麻生市民館・図書館	新百合ヶ丘駅	麻生区万福寺 1-5-2
28	★学校法人東成学園昭和音楽大学	新百合ヶ丘駅	麻生区上麻生 1-11-1
29	★川崎市アートセンター	新百合ヶ丘駅	麻生区万福寺 6-7-1

- 1 川崎市ホームページ「緊急災害情報」に本施設を掲載しています。
 - 2 帰宅困難者一時滞在施設は、建物や周辺の安全が確認できた後、主要ターミナル駅における滞留者の状況等に応じて順次開設します。
- ※ 川崎市高津市民館は、民間との共同ビルのため、運営方法等を協議中です。

第3章 災害応急対策

1 区本部

(1) 区本部の設置

市及び区は、市内で震度5強以上の地震を観測したとき及び市内で地震による大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、また、台風、集中豪雨等に伴う洪水・浸水等により災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、市災害対策本部を設置し、併せて区本部を設置します。区本部は区本部長（区長）が指揮監督します。ただし、区本部長が不在のときは、区副本部長（副区長又は区本部長の任命した職員）がその職務を代理します。区本部の設置については、参集体制を整備し、災害時初動体制の強化を図ります。なお、区本部の編成及び事務分掌は、川崎市災害対策本部規程に定めるとおりとします。

(2) 区本部の運営及び所掌事務

区本部長は、被災地での災害対策を実施するため、区本部会議を開催し、応急対策について審議し、その決定事項に基づき、関係機関と連携を取りながら、応急活動を推進します。

班名	事務分掌
庶務班	1 区本部の設置及び運営に関する事 2 区本部長命令の伝達に関する事 3 区本部会議の庶務に関する事 4 部内各班の連絡調整に関する事 5 市本部、その他の関係機関との連絡調整に関する事 6 応急対策実施計画の立案及び実施に関する事 7 警戒区域の設定に関する事 8 避難勧告、指示に関する事 9 区職員の動員に関する事 10 区職員の厚生に関する事 11 区職員安否確認及びり災状況の把握に関する事 12 他自治体応援職員等の受入及び配備に関する事 13 庁舎及び所管施設の管理保全に関する事 14 所管車両の保全に関する事 15 防災行政無線システム等の保全に関する事 16 警察、ライフライン機関等の連絡調整に関する事 17 緊急通行車両の手続きに関する事 18 区本部の予算経理に関する事 19 区災害復旧計画の策定に関する事 20 他の班の所管に属さない事 21 その他特命事項に関する事

班 名	事 務 分 掌
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報及び河川情報の収集・伝達に関する事 2 災害関連情報の収集分析及び伝達に関する事 3 災害関連情報の記録に関する事 4 被害状況の集約に関する事 5 応急対策活動の集約に関する事 6 災害関連情報の広報に関する事
被害調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内の被害状況の調査に関する事 2 り災証明の発行のための判定調査に関する事
物資・輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資集配拠点の設置及び運営に関する事 2 食糧及び救援物資等の受入及び配分に関する事 3 食糧及び救援物資等の調達に関する事 4 不足物資等の把握に関する事 5 食糧及び救援物資の輸送に関する事 6 赤帽協同組合、その他輸送業者等との連絡調整に関する事 7 輸送手段の確保に関する事
避難班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設に関する事 2 一時避難所、避難所の避難者の把握及び情報提供に関する事 3 避難所の安全確保に関する事 4 避難所運営会議との連絡調整に関する事 5 二次災害防止に係る避難誘導に関する事
援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関する事 2 要援護者の安全確保に関する事 3 要援護者の状況調査に関する事 4 遺体安置所の設置及び運営に関する事 5 行方不明者の把握に関する事 6 被災者の生活相談に関する事 7 災害救助法、災害再建支援法等の申請受付に関する事 8 り災証明書等各種証明書の発行に関する事 9 応急仮設住宅への入居募集に関する事 10 災害弔慰金、災害援護資金等に関する事
医療・衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護所の設置及び運営に関する事 2 負傷者の医療救護に関する事 3 医薬品、器材等の調達に関する事 4 遺体の検案処理に関する事 5 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関する事 6 精神医療相談窓口の開設に関する事 7 避難所等の巡回診療に関する事

班 名	事 務 分 掌
医療衛生班	8 飲料水及び食料品の衛生確保に関すること 9 防疫用薬剤、器材の調達に関すること
地域支援班	1 ボランティアの受入及び配備に関すること 2 自主防災組織、ボランティア等への情報提供及び連絡調整に関すること 3 自主防災組織、ボランティア等の活動状況の把握に関すること
生涯学習班	1 所管施設の管理保全に関すること 2 施設利用者に対する避難・誘導に関すること
児童施設班	1 所管する児童福祉施設の被害状況の把握に関すること 2 入所、通所児童の安全確保に関すること 3 災害時要援護者の受入に関すること（避難所補完施設として一時利用する場合） 4 入所者、避難者の援護に関すること（避難所補完施設として一時使用する場合） 5 所管施設の管理保全に関すること
道路公園班	1 管内の被害状況の把握及び伝達に関すること 2 管内の道路・橋りょう・河川・公園緑地等の被害状況の把握及び警戒・監視に関すること 3 管内の道路・橋りょう・河川・公園緑地等の応急対策及び復旧に関すること 4 障害物・放置車両の除去に関すること 5 道路啓開の実施に関すること 6 がけ崩れ等の応急対策の実施に関すること 7 工事施工箇所の安全確保に関すること 8 所管施設の保全に関すること 9 緊急交通路、緊急輸送路にかかる警察等との調整に関すること 10 所管施設及び工事箇所等の災害予防及び復旧に関すること 11 公園等施設利用者に対する避難、誘導に関すること 12 公園等施設利用者に対する情報の伝達に関すること
市税事務所隊	財政部の事務分掌に定める。
生活環境 事業所隊	環境部の事務分掌に定める。
消防署（方面 指揮本部）	消防署の事務分掌に定める。

※帰宅困難者への応急活動は、所掌事務に応じて各班で対応します。

(3) 区本部からの応援要請

区本部は、災害応急対策に関して、防災関係機関による応援を市本部に要請します。ただし、緊急を要し、又はやむを得ない事情のある時は、区本部長の判断により関係機関による応援を要請することができます。

また、市を南部、中部及び北部の3地域に区分し、以下のような災害対策活動拠点（全国から応援に駆けつける機関等の場所）を設置します。

ア 各防災関係機関の活動拠点の設置

(7) 警察の活動拠点

警察災害派遣隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、宿营地及び車両置場等として利用する活動拠点を配置します。

名 称	所 在 地
県立川崎高校	川崎区渡田山王町 22-6
等々力陸上競技場	中原区等々力 1-1
等々力緑地東駐車場	中原区等々力 1-1
県立百合丘高校	多摩区南生田 4-2-1

(イ) 自衛隊の活動拠点

自衛隊の活動環境を整備するため、宿营地及び車両置場等を設置します。

名 称	所 在 地
川崎競馬場場内駐車場他	川崎区富士見 1-5-1
等々力陸上競技場	中原区等々力 1-1
等々力緑地東駐車場	中原区等々力 1-1
県立生田高校	多摩区長沢 3-17-1

(ウ) 消防機関の活動拠点

緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、活動拠点を配置します。

名 称	所 在 地
富士見公園内川崎球場周辺	川崎区富士見 2-1
富士見球場	川崎区富士見 2-1
等々力催し物広場	中原区等々力 1-1
とどろき緑地テニスコート	中原区等々力 1-1
消防総合訓練場	宮前区犬蔵 1-10-2
県立生田東高校	多摩区生田 4-32-1

(エ) ライフライン事業者の活動拠点

ライフライン事業者の活動環境を整備するため、宿营地、車両置場及び資機材置場等として利用する活動拠点を配置します。

名 称	所 在 地
宗教法人平間寺自動車交通安全祈禱殿駐車場	川崎区大師河原 1-1-1
県立大師高校	川崎区四谷下町 25-1
会館とどろき	中原区宮内 4-1-2
等々力緑地南駐車場	中原区宮内 4-1
県立住吉高校	中原区木月住吉町 34-1
県立菅高校	多摩区菅馬場 4-2-1
よみうりランド駐車場	多摩区菅仙谷 4-6155

(オ) 水道事業者の活動拠点

水道事業者の活動環境を整備するため、活動拠点を配置します。

名 称	所 在 地
平間会館	中原区下平間 1688
水運用センター	宮前区土橋 3-1-2
長沢浄水場	多摩区三田 5-1-1

(カ) 他都縣市等からの応援の活動拠点

他都縣市等からの医療・応急危険度判定士等の応援職員が、近隣の宿泊施設を確保できない場合等に活動環境を整備するため、活動拠点を配置します。

名 称	所 在 地
川崎競馬場 1 号スタンド	川崎区富士見 1-5-1
県立川崎工科高校	中原区上平間 1700-7
県立多摩高校	多摩区宿河原 5-14-1
県立麻生高校	麻生区金程 3-4-1

(キ) 重症者等の後方搬送拠点

ヘリコプターによる災害医療拠点の臨時離着陸場を補完するため、次のとおり重症者等の後方輸送拠点を配置します。

名 称	所 在 地
川崎競馬場芝生広場	川崎区富士見 1-5-1
等々力補助競技場	中原区等々力 1-1
麻生水処理センター	麻生区上麻生 6-15-1

(ク) 応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点

ヘリコプターによる応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点を次のとおり配置します。

名 称	所 在 地
古市場多摩川河川敷一帯	幸区

(ケ) 基幹的広域防災拠点

国は、大規模災害時に、物流に関するコントロール及び海上輸送から河川舟運、陸上輸送等への中継基地や広域支援部隊等の一時集結地・ベースキャンプとして基幹的広域防災拠点を活用します。

名 称	所 在 地
基幹的広域防災拠点（東扇島地区）	川崎区東扇島 58

2 情報の共有

区本部において、災害応急対策を円滑に実施できるよう、被害状況や災害関連情報の正確かつ迅速な収集伝達を図り、区民に対し正しい災害情報を的確に提供できるよう、あらゆる通信手段を活用して、情報の共有化を図ります。

(1) 情報の収集（情報班）

区本部は、区民及び防災関係機関等から災害情報の収集を行い、総合防災情報システムを用いて災害の種別、発生日時、場所、被害の程度、とられた措置等を整理します。

また、避難所に参集した職員（地域要員）は、避難所運営会議の構成員とともに避難者名簿を作成し、避難者の氏名、年齢、性別、人数等を把握し、区本部へ報告します。

(2) 情報の伝達（情報班）

消防署、警察署等の関係機関と区本部における情報の共有化を図るため、必要に

応じて相互に情報収集要員を派遣します。

また、区本部は速やかに被害情報及び避難情報等の災害情報の把握を行い、市本部にあらゆる通信手段を用いて情報を伝達します。

(3) 広報・広聴（情報班）

ア 広報の方法

区本部は、地域防災拠点及び避難所を情報拠点とし、区民に対して災害に関する正しい情報を提供するため、市で保有する広報手段を活用し、また災害時協定締結放送機関又はその他の応援を得て、広報活動を実施します。

(ア) ラジオ・テレビによる広報

- ・「災害時等における放送要請に関する協定書」に基づく放送依頼
- ・災害時におけるスポット放送
- ・市政広報番組の利用
- ・特別報道番組の要請

(イ) 防災行政無線（同報系屋外受信機）による広報

広域避難場所・避難所等に設置されているスピーカーにより、災害時の緊急情報を放送します。 **同報系屋外受信機設置一覧<資料 10>**

(ウ) コミュニティFM（かわさきFM）【79.1MHz】

市からの緊急情報や安否情報、ライフライン等の生活情報を放送します。電波が入りにくい地域でもパソコン等で聞くことができます。

(エ) テレビ神奈川データ放送の活用

(オ) ケーブルテレビ

(カ) 電子メール、Web サイト等を活用した広報

- ・メールニュースかわさき

緊急情報、地震情報、気象警報などを携帯電話に電子メールで配信します。

配信希望は以下のアドレスにメール送信

パソコン用：mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp

携帯電話用：mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp

- ・麻生区メール配信システム（通称^{あすむ}安住）

携帯電話専用：j-entry@kikikanri.city.kawasaki.jp

- ・エリアメール

NTTドコモの緊急速報「エリアメール」を活用し、市内の対応する携帯電話へ災害情報や避難指示などの緊急情報を一斉送信します。事前の登録は不要です。

- ・川崎市防災情報ポータルサイト

パソコン用：<http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/>

携帯電話用：<http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/m/>

・市防災気象情報

パソコン用：<http://kishou.kikikanri.city.kawasaki.jp/>

携帯電話用：<http://kishou.kikikanri.city.kawasaki.jp/m/>

(キ) 広報車等の市所有車両による広報

(ク) 消防ヘリコプターによる広報

(ケ) 職員による広報

(コ) 広報印刷物等による広報

(カ) 掲示板等による広報

(シ) ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）の活用

Twitter等を活用し、文字による情報提供に努めます。

イ 広聴の方法

広域災害発生時において甚大な被害が生じた場合には、人心の動揺、混乱による社会不安の恐れがあることから、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を行うため、必要に応じて避難所等に臨時相談室を開設し、相談要望等の早期解決に努力します。

(ア) 区本部は、被災者の不安の解消、生活の立て直し、自力復興等を促進するため、避難所等に臨時相談所を開設し、問合せ、相談、要望に対応します。

(イ) 区本部において聴取した要望のうち、対応可能なものは区本部で処理し、対応が不可能なものについては、市本部へ報告し調整を図ります。

3 地域における救助及び救護等（区民の初期行動）

(1) 消火活動

地震発生時等における火災については、消防団や自主防災組織等と連携し初期消火活動を行います。

地震発生時等に自宅及び自宅周辺で火災が発生した場合には、まず119番に通報し、消防隊が到着するまでの間は、可能な限り初期消火に努めます。

ア 炎が天井に届くまでの数十秒間に、消火器のほかに、火を毛布で覆い水をかける、座布団で火をたたくなど、身近なものを活用し、初期消火を行います。

イ 天井に火が燃え移るなど、自力での消火は無理であると判断した場合には、その場から速やかに避難します。

ウ 避難途中で付近の火災現場に遭遇した場合には、可能な範囲で消火活動に協力します。

(2) 救助活動

地震発生等により倒壊した住宅等の中に救助を必要とする人がいる場合は、近隣住民や自主防災組織と協力し救助活動を行います。

ア がれき等に埋もれている人の居場所が分かった場合、救助のため付近の人を集めます。

イ 避難途中で付近の救助救出現場に遭遇した場合には、可能な範囲で救助活動に協力します。

(3) 応急救護

地震発生時等において負傷者に対して、区民相互の協力で応急手当等を行います。そのためには、消防局で行っている心肺蘇生法や止血法などの応急手当の技術を身につける必要があり、「市民救命士」の養成講座等に積極的に参加するなど、平常時から応急救護に対して備えます。

(4) 通報

災害の危険を察知した場合や地域の被災状況等について、各防災関係機関へ通報します。区民は、自宅周辺の状況に注意し、危険性のある場所等や救助を必要とする負傷者を確認した場合は、消防署や区本部等に通報するとともに、自らの安全の確保に努めます。

4 避難対策

(1) 避難勧告等（庶務班）

ア 避難基準・内容

(ア) 自主避難

市長は、水害及びがけ崩れが発生するおそれがあると認められる場合、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等を知らせる「避難準備（要援護者避難）情報」を発令し、住民の注意を喚起するとともに、その状況に応じて要援護者をはじめとする住民が危険性を判断して避難することを促します。

なお、区長、消防局長、消防署長も避難準備情報の発令が可能です。

(イ) 避難勧告

市長又はその補助執行機関としての区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために発令します。

(ウ) 避難指示

市長又はその補助執行機関としての区長は、避難勧告時期より状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は災害が発生し、現場に残留者があるときは、避難のための立退きを指示します。

(2) 避難誘導（避難班・援護班）

区職員、消防職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等は連携を密にし、正確な情報把握に努め、迅速かつ組織的に避難誘導や再避難（安全な避難所又は補完施設への避難）等を行います。

また、災害時要援護者に対しては、身体等の状況に配慮した避難支援活動を行います。

(3) 避難者の受入れ（避難班）

ア 受入対象者

災害により建物が被害を受け、又は被害を受けるおそれがあり、居住場所を失った者とします。

イ 受入施設

原則として指定された避難所で受入れます。また、避難者の受入施設については原則体育館を優先して使用し、不足が生じた場合は避難所運営会議で協議し、校舎内等の受入場所の確保に努めます。

ウ 受入期間

受入期間は、避難者が被災住宅を復旧、新築するなど、住宅を確保し自立することができるまで、又は応急仮設住宅等へ入居できるまでの期間とします。

ただし、教育施設等に関しては、授業の再開に支障のない範囲及び期間とするよう配慮します。

(4) 避難所の開設（避難班）

区本部は、災害により家屋の倒壊、焼失等の被害を受けた者又は、被害を受けるおそれのある者のために、避難所を開設します。

【震災時対応】

区本部は、川崎市内で震度5強以上の地震が発生したとき及び発生した地震が震度5弱以下である場合も、必要に応じて開設のために避難所へ職員を派遣します。派遣された職員は、施設の安全確認、避難スペースの確保等を行い、避難所を開設し、避難者を受入れます。

なお、発災直後等で職員が不在で緊急の場合は、避難所運営会議の判断により避難所を開設します。

【風水害時対応】

区本部は、避難者の受入れが必要と認めるときは、風水害時の避難所及び避難所を補完する施設の中から、被害の状況に応じ、地域の特性、被害の程度、災害時要援護者の人数等を勘案の上、職員を派遣して避難所を開設します。

(5) 避難所の管理運営（避難所運営会議）

避難所が開設された場合、区本部と区民が連携して管理運営する必要があります。また、避難所では、被災者の避難生活の安定を図るために、区民が互いに協力し合う必要があります。このため、平常時から自主防災組織を中心に学校施設管理者、地元ボランティア等で構成される避難所運営会議を中心に、避難者の協力を得て、職員と連携し、避難所の管理運営を行います。また、避難者は男女のニーズの違い

など男女双方の視点への配慮を行いながら、相互扶助の精神により、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努めることが必要です。

ア 避難所の業務

- (ア) 避難所の開錠・管理
- (イ) 負傷者や急病患者への救援活動
- (ウ) 避難者確認及び名簿の整理
- (エ) 生活情報の提供及び相談窓口の開設
- (オ) 避難所自治組織の運営指導
- (カ) 避難者及び区民への給食活動
- (キ) 施設管理者との調整
- (ク) 安否確認への対応
- (ケ) その他避難者の日常生活の安定を図るための支援活動

イ 避難所運営会議の編成及び役割

- (ア) 総務管理班
 - ・避難所運営会議の事務局
 - ・区本部及び地域防災拠点、他の避難所との連絡調整
 - ・避難所の施設管理（レイアウト、ルール、パトロール等）
 - ・避難人員の把握、地域割りの決定
 - ・学校授業再開への協力
 - ・その他運営に関すること
- (イ) 情報広報班
 - ・避難者の把握や住民の安否状況等の情報収集
 - ・広報板やインターネット等を活用した避難住民等への情報提供
 - ・自主防災組織との連携による地域住民への広報活動
- (ウ) 救護班
 - ・応急救護所の設置・運営
 - ・負傷者リストの作成
 - ・風邪、食中毒等の感染予防
 - ・要救護者の搬送補助
- (エ) 環境衛生班
 - ・避難所の整理・整頓
 - ・ごみ、し尿（災害用トイレ）の処理及び管理
 - ・生活用水の確保等
- (オ) 食糧物資班
 - ・食糧、物資の調達及び配布
 - ・炊き出し、給水活動
 - ・燃料の確保
- (カ) ボランティア・一時避難者対策班

- ・ボランティアの要請、受入、管理
- ・ボランティアセンターとの連絡調整
- ・一時避難者の把握
- ・在宅被災者等との連絡、調整

5 地域医療救護体制

災害時における、区民への医療救護活動を円滑に実施するため、区本部は医療救護所を設置し、応急医療救護活動を行います。

(1) 医療救護所の設置及び役割（医療・衛生班）

区本部は、医療救護の必要を認めたととき、その展開を図るにあたり、災害の規模、傷病者の発生状況及び地域医療機関の被災状況等を勘案して、次のうちから医療救護所を選定し、設置します。

- ア 保健福祉センター
- イ 休日（夜間）急患診療所
- ウ 地域防災拠点（区内市立中学校）
- エ 歯科保健センター
- オ その他、特に必要と認める場合は、臨時医療救護所を設置します。

医療救護所の設置後、医療救護活動を行うとともに、次の活動を行います。

- ア 医療情報の収集及び提供
- イ 医療関係団体（医師会等）の医療救護班及び医療ボランティアの受入調整
- ウ 医師会等で編成する救護組織と連携した医療薬品等の受入調整
- エ 被災地の保健医療対策、災害時要援護者対策、防疫対策、環境・食品衛生対策等の実施

(2) 災害時医療拠点病院

地域の医療施設を支援する機能を持つ医療拠点として神奈川県が指定する災害時医療拠点施設（市内6病院）は、市内の全医療機関との連携を図ることにより、医療救護体制を整えます。

- ・災害時医療拠点施設

災害時医療拠点施設	所在地	電話番号
川崎市立川崎病院	川崎区新川通 12-1	233-5521
関東労災病院	中原区木月住吉町 2035	411-3131
日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町 1-396	733-5181
帝京大学医学部附属溝口病院	高津区溝口 3-8-3	844-3333
聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1	977-8111
市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	933-8111

(3) 神奈川県DMATの派遣

他都道府県、市区町村で傷病者が20人以上発生又は発生が見込まれる局地災害が発生し、迅速な医療チームの派遣要請があった場合、県知事は次の病院から神奈川県DMATを編成・派遣します。

神奈川県DMAT指定病院	所在地	電話番号
川崎市立川崎病院	川崎区新川通12-1	233-5521
関東労災病院	中原区木月住吉町2035	411-3131
日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町1-396	733-5181
聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	977-8111

6 物資の供給

(1) 給水

区本部は、災害が発生し、区民に応急給水の必要が生じた場合、市に応急給水拠点（平成25年4月現在、区内17箇所。今後も拡充の予定）の開設や給水車の派遣を要請します。（給水量は原則として1人1日当たり30程度とします。）

- ・区内応急給水拠点一覧 <資料11>

(2) 食糧・生活必需品（物資・輸送班）

区本部は、災害の発生により、区民が住宅の全壊、焼失、流出等の被害を受け、食糧品、衣料品及び日用品等の生活必需品に不足を来たした場合、その供給体制を速やかに確立します。

【食糧】

ア 供給順位

災害対策用備蓄食糧（アルファ米等）、小売業、卸売業、生活協同組合等からの調達食糧（簡易処理食品）、精米による米飯の炊出し（米穀卸売業、政府所有米等）の順位とし、利用されていない避難所等の備蓄食糧も必要な避難所へ供給します。

イ 供給対象者

避難所で受け入れた者、住宅に被害を受け炊事が不可能な者及び旅行者、滞在者、通勤通学者等の一時的滞在者とします。

ウ 供給数量の基準

1人1食あたりアルファ化米等精米換算100g程度、乳児用粉ミルクは1人1日あたり粉換算135グラム程度とします。

エ 要援護者への優先供給

高齢者、障害者、幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給するものとします。

オ 調達

(ア) 地域要員は、避難所運営会議等の協力を得て、避難所の避難者数を把握し、必要な食糧の品目及び量を区本部へ報告します。

(イ) 区本部は、応急食料の供給が必要であると認めた場合、災害対策用備蓄食料、米飯業者等への注文等により確保し、なお不足が生じる場合は、直ちに市本部へ食料の調達を要請します。

カ 供給の実施方法

(ア) 供給場所

原則として避難所とします。

(イ) 供給の実施主体

食糧の供給は、区本部が主体となり行います。なお、必要に応じて炊き出しを行う場合は、避難所運営会議、自主防災組織、日本赤十字奉仕団等の協力により実施します。

【生活必需品】

ア 供給対象者

避難者等の、災害により住宅が全壊、流出又は床上浸水等の被害を受け、衣料品、寝具及びその他の日用品を失い、直ちに日常生活ができない者とします。

イ 供給品目

衣料品、寝具、食器類、炊事用品及び日用品雑貨

ウ 要援護者への優先供給

高齢者、障害者、幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給するものとします。

エ 調達

区本部は、災害時において生活必需品の供給が必要と認めた場合に、物資班へ指示し、必要量を確保するとともに、備蓄在庫等で不足を生じた場合は、直ちに市本部へその供給を依頼します。

オ 供給の実施方法

(ア) 供給場所

原則として避難所とします。

(イ) 供給の実施主体

生活必需品の供給は、区本部が主体となり、避難所運営会議、自主防災組織、日本赤十字奉仕団等の協力により実施します。

(3) 救援物資の受入・配分（物資班・輸送班）

区本部は、区役所に輸送拠点を設け、自主防災組織及び災害ボランティアの協力を得て、緊急救援物資等の受入、分配、避難所への輸送等を行います。

7 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

地震による災害が発生した直後において、被災した建物が余震等による二次災害を防止するため、建築物の被害状況を調査し、その建築物が使用できるか否か応急的に判定・表示する応急危険度判定を行います。

また、地震等により宅地が被災した場合、宅地の擁壁等の被害状況を迅速に把握し、二次災害の発生を軽減・防止するため、主として宅地の立入制限に関する被災宅地危険度判定を行います。

(1) 応急危険度判定

- ア 市本部が被災状況に応じ、応急危険度判定活動を行うことを決定した場合、まちづくり部建築宅地調査班に応急危険度判定活動実施本部を、各区役所に判定拠点を設置します。
- イ コーディネーター（市職員の行政判定士）の指示により、一般判定士による一般建建築物の判定を行います。
- ウ 必要に応じて、他都市からの応急危険度判定士の派遣要請を行い、判定士の人員確保に努めます。
- エ 応急危険度判定活動の資機材等を南部防災センター・幸区備蓄倉庫・中原区備蓄倉庫・高津区役所内倉庫・宮前区役所内倉庫・多摩区役所内倉庫・麻生区役所内倉庫に配置します。

(2) 被災宅地危険度判定

- ア 市本部が被災状況に応じ、被災宅地危険度判定活動を行うことを決定した場合、被災宅地危険度判定活動実施本部及び判定拠点を設置します。
- イ 被災宅地危険度判定活動を実施します。
- ウ 必要に応じて、他都市からの被災宅地危険度判定士の派遣要請を行い、判定士の人員確保に努めます。

8 遺体の取扱い

区本部は、別に定める遺体安置所設置運営マニュアルに従い、関係機関と連携して行動します。

(1) 遺体の収容（援護班）

区本部は、災害発生後、必要に応じ警察等の関係機関と連携して速やかに遺体安置所を開設し、遺体を収容します。

その際に、遺体を搬送した者の氏名、住所、並びに遺体を発見した日時、場所及び状況、遺体の氏名、住所等必要な情報を聞き取り、確実に警察に引き継ぎます。

遺体安置所設置場所

施設名	住所
麻生スポーツセンター	麻生区上麻生 3-6-1

(2) 衛生対策（医療・衛生班）

区本部は、遺体の取り扱いに際しては、遺族感情等に配慮しながら、衛生的な保管に努めます。

(3) 資器材等の調達（援護班）

区本部は、警察等の関係機関の協力のもと、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋等の検視及び検案に必要な資器材を調達・確保します。また、電話、ファックス、パソコン等の通信手段、遺体搬送車両を確保します。

(4) 遺体の処理（医療・衛生班）

遺体の処理に際しては、警察や医療救護班等と連携し、対応します。

9 感染症対策・保健衛生

(1) 感染症対策体制の整備（医療・衛生班）

市本部及び区本部は、震災に伴う被災規模を迅速に把握し、関係機関との緊密な情報交換を行い、感染症対策体制の確立を図ります。

ア 感染症発生状況等の調査及び健康診断

区本部は、感染症の発生を予防するため医療・衛生班を編成し、避難所を重点とした被災住民の健康調査を行います。調査の結果、必要に応じて、医師への受診を勧めるなど、健康相談を実施します。

イ 感染症のまん延防止

市本部及び区本部は、感染症が発生した場合には、感染経路等を調査するとともに、必要に応じて、迅速に隔離、感染症指定医療機関への搬送、適切な医療の提供を行い、感染症のまん延防止に努めます。

ウ 消毒の実施

区本部は、避難所等における感染症のまん延を防止するため、必要に応じて消毒を行います。

エ ねずみ族、昆虫等の駆除

区本部は、避難所等における感染症のまん延を防止するため、ねずみ族、昆虫等の駆除の指導を実施します。

オ 臨時予防接種の実施

市本部及び区本部は、感染症予防上必要と認めるときは、医療関係団体等と連携してワクチン確保等を迅速に行い、適切な時期に予防接種を行います。

カ 避難所の感染症対策指導等

避難所は、多数の避難者の受入れによる衛生状況の悪化が予想されるため、区本部は、施設管理者等の協力を得て、感染症対策の指導を行います。

(2) 環境・食品衛生対策等（医療・衛生班）

ア 食品衛生

市本部及び区本部は、災害時の食品事故を予防するため食品監視体制を確立し、病院・避難所への給食配送の衛生管理の指導、避難所等における弁当の保管等に対する衛生指導を行います。

イ 環境衛生

区本部は、避難所等の居住環境衛生に関する調査及び助言、避難所等における仮設の浴場・シャワールームの衛生指導を行います。また、公衆浴場、コインランドリー等の営業再開時には、必要に応じて衛生指導を行います。

ウ 生活用水等の確保

区本部は、災害時の井戸水の提供者と協力し、生活用水等の確保に努めます。

エ 災害時の動物救護

避難所運営会議で動物の同行避難が認められた避難所については、区本部は、かわさき犬・ねこ愛護ボランティア等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生を確保します。

(3) 保健衛生（医療・衛生班）

ア 健康相談・栄養指導

避難が長期化する場合、又は避難所が多数設置されている場合には、衛生状態の悪化による感染症疾患のまん延や栄養不良、蓄積するストレスやPTSD（心的外傷後ストレス障害）等を軽減させるため、区本部は、保健師・栄養士等を中心とした支援を行います。

イ 精神保健（メンタルケア）対策

市本部は、災害がもたらすPTSD等の「心の傷」に対応するため、災害の規模に応じて、市災害対策本部内に精神科救護本部を設置するとともに、区本部（保健福祉センター）に精神救護所を設置して、医療機関及び関係機関とともに精神科救護活動を行います。

ウ 歯科保健対策

市本部及び区本部は、誤嚥性肺炎の予防、口腔環境の悪化の予防、口腔衛生の維持等を図るための歯科保健活動を行います。

10 ごみ・し尿処理

区本部は、避難所及び区民の在宅している世帯から発生するごみ・し尿を迅速に処理します。また、災害によって生じた災害廃棄物の処理に関する情報を市本部に伝達

します。

(1) ごみ処理（生活環境事業所隊）

「普通ごみ」と「粗大ごみ」に大別し、区本部生活環境事業所隊により収集及び処理を実施しますが、現有の収集・処理能力での対応が困難となった場合は、一時的な臨時集積所等の設置・管理について区民の協力を要請します。

(2) し尿処理（生活環境事業所隊）

し尿の収集・処理は、災害の状況に応じて南部（川崎、幸）及び宮前（中原、高津、宮前、多摩、麻生）生活環境事業所隊により実施します。

また、避難所に設置された災害用トイレを常に使用可能な状態に保つため、し尿の収集及び処理を実施します。

(3) 災害用トイレ（生活環境事業所隊）

区本部生活環境事業所隊は、避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている災害用トイレを避難所周辺の自主防災組織等の協力により設置します。

ア 災害用トイレの設置は、可能な限り速やかに実施する必要があるため、自主防災組織等に協力を要請します。

イ 夜間の照明及びし尿収集車の動線を勘案し、設置します。

ウ 災害用トイレの使用方法、し尿収集の予定日、故障や異常時の連絡先等を明示した文書を貼付します。

エ 生活環境事業所隊は、設置基数及び設置場所の配置図を作成し、詳細を常に把握します。

なお、大規模な地震災害が発生した場合に備え、広域避難場所に、平成 22 年度から順次、汚物を直接下水道に廃棄できる仮設トイレ汚物受入施設（下水道マンホール対応型災害用トイレ）を設置しています。

11 消防対策

消防署・消防団は、その施設及び人員を活用して、区民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減します。

(1) 警防体制

大規模な災害が発生したとき、または発生が予想され、警防体制を強化する必要があると消防長が認めるときは、消防職員及び消防団員の動員等により消防力を増強し、速やかに災害に対する体制を確立します。

(2) 警防活動

消防署・消防団は、火災、その他の災害に対し、人命救助を最優先とした活動を実施しますが、風水害及び震災時は特に次に主眼を置き活動します。

ア 震災時（震度5強以上）

地震時における同時多発火災等の災害から市民の生命身体財産を守るため、消火活動と救助救急活動に全消防力を投入して被害の軽減を図ります。

特に火災は、早期発見・消火活動が重要なため、警防計画で事前に定められた地域に、地震発生と同時に消防隊を出動させます。

イ 風水害時

風水害においては、事前の災害危険地域の実態把握と迅速確実な情報収集が災害時における活動の上で重要であるため、災害発生が予想される時点から、警防計画で事前に定められた警戒活動等を実施するとともに、災害発生時には人命救助を最優先として活動します。

12 警備活動

警察は、大規模災害発生時には、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害対策を実施することにより、被災地における治安の万全を期することとします。

(1) 警備体制

大規模な災害が発生したときは、警察本部に警察本部長を警備本部長とする警備本部を、各警察署に警察署長を警備本部長とする警察署警備本部を設置します。

(2) 災害応急対策

警察は、市本部、区本部及び防災関係機関等と連携し、次の対策を実施します。

- ア 情報収集・連絡
- イ 救援救助活動
- ウ 広報活動
- エ 避難指示等
- オ 津波対策
- カ 交通対策
- キ 危険物等対策
- ク 防犯対策
- ケ ボランティア等との連携
- コ 広域応援

13 ライフライン

各公共事業施設において、防災対策を定め、ライフライン施設として速やかな応急

措置を行い、施設機能の維持に努め、各サービスの供給を確保します。また、区は市が主催する「川崎市ライフライン連絡会議」に参加し、ライフライン事業者との情報交換、連携を行っています。

(1) 電気（東京電力株式会社）

災害時においても、中央給電指令所をはじめとする各地域の給電所が中心となつて、できるだけ停電を防ぐよう、また停電してもその範囲をさらに局限化し、かつ短時間で回復できるよう操作を行います。

(2) ガス（東京ガス株式会社）

被害情報等の収集に努め、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行います。また、ガスの製造・供給を停止した場合は、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性を確認の後、ガスの製造・供給を再開します。

(3) 上・下水道（川崎市上下水道局）

被害調査の結果、各機能が維持されている場合は、二次災害の発生のおそれのない範囲において、各サービスの供給を行います。

(4) 電話（各電話会社）

災害によりネットワークに異常が発生した場合、ネットワーク全体への波及を防止するため、各種措置によって重要通信の確保等を行うとともに、重要回線の復旧、非常・緊急通話の確保を優先します。

ア 特設公衆電話の設置（NTT東日本）

避難所等に特設公衆電話を設置します。また、それ以外にも要請または必要と認めた場所に設置します。

イ 災害用伝言ダイヤル「171」の開設（NTT東日本）

大規模災害の発生・災害等により電話が輻輳した時に、NTT東日本の判断により提供します。提供開始や録音件数等、提供条件はNTT東日本で決定し、テレビ・ラジオ等で周知を図ります。

ウ 災害用伝言板サービス（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、ウィルコム、イー・アクセス）

携帯電話から安否等を文字情報として登録し、家族等が携帯電話やインターネット経由で確認できる災害用伝言版サービスを、大規模災害の発生時に提供します。

※ サービスの詳細については、加入する各電話会社に確認してください。

14 災害ボランティア

(1) 災害ボランティアの活動分野

災害時のボランティアは、自発的な参加により被災者支援に関わる社会福祉活動を行う者で、避難所運営支援や物資の配送等を行う一般ボランティアと、専門的な資格、技能、知識等を有する専門ボランティアに区分されます。

ア 一般ボランティア

専門的技能を必要としない、自己完結による支援を基本とします。

イ 専門ボランティア

(ア) 医療ボランティア

医師、看護師等の医療従事者をはじめとし、医療活動を行います。

(イ) 消防ボランティア

消防OBやOG、婦人消防隊等で構成され、消防活動の支援を行います。

(ウ) 応急危険度判定ボランティア

行政判定士の指示により、被災した一般建築物の応急危険度判定を行います。

(エ) 外国語通訳ボランティア

外国人等への広報・広聴活動、通訳・翻訳活動を行います。

(オ) 介護ボランティア

主に災害時要援護者等に対する支援を行います。

(カ) 動物救護ボランティア

獣医師や犬・猫愛護ボランティア等で構成し、被災動物の救援活動を行います。

(キ) その他専門ボランティア

一定の知識や資格を有し、被災地のニーズに応じた活動を行います。

(2) 災害ボランティアの活動支援（地域支援班）

市は、被災者に対する救援と被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、関係機関・団体等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握やボランティア団体等への情報提供を行います。また、ボランティアの活動拠点となる「川崎市ボランティアセンター」等を設置し、必要な資機材の確保に努め、必要な支援を行います。さらに、市内外を問わず、迅速に災害ボランティアの受入態勢を構築します。

ア 一般ボランティア

(ア) 市社会福祉協議会及び市民活動センター等と協働して、被災者ニーズ、被災地の状況等、様々な情報の把握に努め、必要とするボランティア活動内容、必要人員等についての情報提供を行います。

(イ) 災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、市社会福祉協議会及び市民活動センターと協議のうえ、川崎市災害ボランティアセンター（市センター）を川崎市総合福祉センター内に設置し、市社会福祉協議会及び市民活動センターに対して運営の要請を行います。

(ウ) 川崎市災害ボランティアセンターのほか、必要に応じて区における活動拠点（区センター）を設置します。

区センター設置候補施設

施設名	住所
麻生市民館	麻生区万福寺 1-5-2

イ 専門ボランティア

専門ボランティアを活用する局については、各局に市専門ボランティア本部を設置し、情報や活動場所を提供します。また、区本部との協働により効果的な活動ができるよう支援を行います。

ウ ボランティア活動の総合調整（地域支援班）

区本部は、川崎市災害ボランティアセンター及び区センターとの連携を密にし、災害の状況等に応じた柔軟なボランティア活動の総合調整を行います。

15 公共施設等

(1) 学校

ア 学校長は、学校防災マニュアル等に基づき、児童・生徒等の安全確保に努め、避難所等に誘導するなどの適切な措置を講じます。

イ 学校長は、被災状況等を把握し、区本部に報告するとともに、避難所として開設した場合は、施設管理者として避難所運営会議と協力し、避難者を受入れます。

(2) 市の管理施設（生涯学習班・児童施設班）

施設管理者は、利用者を避難所等の安全な場所に避難誘導するとともに、施設の被災状況等を速やかに把握し、市本部又は区本部に報告します。

(3) 大規模集客施設

施設管理者は、利用者を避難所等の安全な場所に避難誘導するとともに、施設の被災状況等を速やかに把握し、区本部に報告します。

第4章 区民生活の安定

1 被災者への生活支援

災害時には、多くの区民が負傷したり、家や家財等を喪失し、またライフラインの途絶等によりかなりの混乱状態に陥ることが予想されます。このため、市及び区は、混乱を速やかに治め、社会秩序の回復を図るための緊急措置を講じます。

(1) 相談窓口

- ア 区は、被災者の生活の立直しを援護し、自力復興を支援するため、問合せ、相談、要望等に対応するため相談窓口を開設します。
- イ 区は、被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、市及び防災関係機関と連携を図ります。

(2) 生活援護資金

- ア 市は、災害による死亡、疾病等、人的又は物的に被害を受けた被災者に対し、その生活援護のため、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金、弔慰金、災害遺児等福祉手当を支給します。
- イ 市は、市内に居住する者又は市内で事業を営む者が、災害により被害を受けた場合に生活等の立直しを援護し、自力復興を促進して生活の早期安定を図るため、災害援護資金、生活福祉資金、災害復興住宅資金、災害対策資金、農林漁業災害関連融資を実施します。

(3) 被災証明

ア 家屋調査

区は、災害対策基本法第2条第1号で定める暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火及びその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、その他その及ぼす被害についての調査を、被害調査班により災害発生後可能な限り早期に開始します。

イ 被災証明書の発行

区は、被災者から被災証明書の交付申請が提出された場合は、家屋調査の結果に基づき、または確認できない場合は申請者の立証資料に基づき、区長名で被災証明書を発行します。

なお、大規模災害による火災の被災証明書の発行事務については、被害調査を区と並行して実施する消防署と連携を図り発行します。

(4) 市税・保険料の減免措置等

被災して市税を納めることが困難な場合は、申請により市税の納期限の延長、納税の猶予及び減免等の措置により負担の軽減を受けることができます。

また、市国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料、市介護保険料についても、被災の実態に応じて減免等が受けられる場合があります。

2 被災者の住宅確保

市は、災害救助法に基づき、応急仮設住宅の設置及び当該住家の必要最小限度の部分を応急的に修理して、被災者の居住安定を図ります。

また、応急仮設住宅以外に市営住宅等の空家の提供、他都市の住宅提供の要請及び一括借り上げによる民間住宅の提供も行います。

第5章 東海地震に関連する対策

1 大規模地震対策について

地震防災対策強化地域においては、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震防災計画の作成が義務付けられています。

市は地震防災対策強化地域ではありませんが、地震防災計画に準じ、東海地震対策を定めています。

2 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応措置

東海及びその周辺地域の地震・地殻変動などの各種観測データを遠隔測定することにより、気象庁は24時間体制で東海地震の前兆現象の監視を行っています。異常現象が察知され、東海地震に関連する各情報（東海地震に関連する調査情報（定例）、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）が発表された際には、市は、その種類に応じて東海地震警戒本部を設置し、警戒体制をとります。

なお、各情報の発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨の情報を発表します。

3 警戒宣言時の対応措置

(1) 区がとるべき措置

ア 東海地震予知情報を受けて警戒宣言が発せられたときは、区本部を設置し、区民に正しい情報を提供するとともに、地震発生に備え必要な事前措置を図ります。

イ 警戒宣言時の事前避難は原則として行いませんが、区民が自発的に避難を開始したときには、区本部は避難所を開設し、市本部に状況報告を行います。

(2) 防災関係機関がとるべき措置

関係機関（電気・ガス・通信・鉄道等）は、区民及び施設利用者に対して、警戒宣言の内容、ライフライン及び交通機関に関する情報、生活関連情報等それぞれの機関の特色に応じた広報を行います。

(3) 区民がとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備えて、冷静に行動することは、混乱を防止し、発災後の被害を最小限に食い止めることとなることから、状況に応じた対処に努めます。

ア 家庭にいたとき

(ア) 火の元を点検し、消火器具等の確認をします。

- (イ) 家具の転倒防止等、家の中の再点検を行います。
- (ウ) 火やガスの使用を最小限にします。
- (エ) 不要なコンセント等は抜いておきます。
- (オ) 飲料水や生活用水を貯水します。
- (カ) 非常持出品を再点検し、すぐに持ち出せるようにしておきます。
- (キ) 避難所や避難経路を確認し、隣近所で互いに連絡を取っておきます。

イ 学校にいたとき

教職員の指示に従い、落ち着いて行動します。

ウ 駅、デパートなどにいたとき

不特定多数の人がいる場所では、職員や店員などの誘導に従い、落ち着いて行動します。

エ 職場にいたとき

警戒宣言が発せられた時や地震が発生した時の対策が多く職場で決められているので、その計画により行動します。

オ 交通機関に乗っていたとき

乗務員の指示に従い、落ち着いて行動します。

カ 自動車を運転していたとき

正確な情報を把握し、冷静な判断と行動をとります。

(4) 事業所等がとるべき措置

必要な地震防災応急対策の措置を講ずるとともに、極力平常どおり都市機能を確保することを基本とした対応を行います。

4 混乱防止策

区本部は、東海地震注意情報、東海地震予知情報あるいは警戒宣言が発せられた場合、通信の混乱、情報の不正確さによっておこる各種パニックの防止を図るため、市防災行政無線その他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、電話の使用自粛等、注意を喚起する広報を積極的に行い、正確な情報の提供、流言飛語の防止を図ります。

また、通勤通学者等が集中する主要ターミナル駅及びその周辺における混乱を防止するため、市本部は、防災関係機関と連携・協力し、鉄道等の運行状況についての情報の収集、区本部は乗降客の集中状況及びバス・タクシーの運行状況についての把握に努めるとともに、警察、消防、鉄道事業者等の防災関係機関と連携・協力を図り、交通整理、誘導等、必要な措置を実施します。

5 事前対策の推進

区は、警戒宣言発令時にとるべき具体的措置について、職員に周知を図り、十分な習熟が図られるよう防災啓発に努めるとともに、区民、区内事業所等に対して、社会的混乱の防止を図るため、東海地震に関連する情報等について広報の徹底を図ります。